

# 1. 令和2年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和2年9月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	健康福祉部長	和 田 美江子
農林水産部長	五味川 康 浩	商工観光部長	可 児 俊 行
建 設 部 長	小酒井 章 義	教 育 次 長	佃 良 之
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

## 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 大坪 一久

議会議務局長 岩田 亨一  
議会議務課主任

議会議務局長  
議会議務課長 三島 栄志

### ◎開議の宣告

○議長（山川直保君） 皆様、おはようございます。議員各位には出務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日からの一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議場内の人数を減らすために、約半数の議員においては別室での一般質問を視聴することとし、答弁する執行部についても答弁に関係のある部長のみの出席といたしましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録の署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には2番 長岡文男君、3番 田代まさよ君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 田代まさよ君

○議長（山川直保君） それでは、3番 田代まさよ君の質問を許可します。

3番 田代まさよ君。

○3番（田代まさよ君） おはようございます。3番、田代まさよと申します。

議長より発言の許可を頂きましたので、失礼いたします。

私は、この4月より市議会議員をさせていただいております。6月の定例会の折には一般質問を控えさせていただきましたので、この9月の定例会が初めてとなります。初めての上に初日の1番ということで、とても緊張をしております。適切でない発言などございましたら、お許しいただきますようお願い申し上げます。

今年に入り、新型コロナウイルスのことでは、市役所の皆様方、また関係者の皆様方には本当に御尽力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。

そして、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスと一番身近で闘われている医療従事者の皆様方をはじめ、それに伴う全ての皆様方に心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

郡上市では、コロナウイルスの感染者は出ておりませんが、いつ誰がなってもおかしくない現状です。もし私であっても、ほかのどなたであっても、決してコロナハラスメントなどを行わない、温かい郡上市であることを願い、誹謗中傷、いじめ、差別、風評被害などをしない温かい郡上市を私たちは目指してまいり所存です。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1つ目に、国保白鳥病院と和良診療所のことについてお尋ねをいたします。

郡上市の大切な医療を守るためにと2018年9月の広報郡上に掲載され、2020年4月にも郡上市の広報で折り込みをしていただきましたが、多くの方がどれほど理解をされているのでしょうか。医師の確保、市内国公立機関の連携、地域包括ケアシステムの構築、へき地医療体制の維持、地域医療を考える地域活動の上、推進に取り組み、その中で国保白鳥病院は在宅医療や総合診療を中心とした機能へシフト、また県北西部地域医療センターはへき地医療支援の継続的取組を行っていくとされていきました。その後、国の政策である地域医療構想や働き方改革に対応するとともに、郡上市の医療を守るため必要な医師を確保する上で避けられないことであるかもしれませんが、一般病棟を60床から46床に削減され、結核病棟の4床を廃止されることは、昔からの白鳥病院としてみえる方は、この先病気になるのもちゃんと診てもらえるのか、どうしてこうなってしまったのか不安で仕方がないとよくお聞きします。

また、国保和良診療所において、休日夜間の診療を休止されたことに和良の皆さんはとても不安に思ってみえます。いま一度、経緯の御説明をお願いします。

この4月から3名の先生が定年退職をされ、2名の先生を迎えられました。既に1名の先生がお見えになりません。市民はこのまま昔のように病院で診察がしてもらえるのか、その上、入院しても毎日巡回してもらえず、より不安に思ってみえる方も多いとお聞きします。

この8月にはまたお一人の先生がお辞めになられたそうですが、このまま白鳥病院が続けていけるのか、多くの皆さんが不安に思ってみえます。白鳥病院や和良診療所は、この先どのような方針でお見えになるのか、分かりやすく答弁をお願いいたします。

○議長（山川直保君） 田代まさよ君の質問に答弁を求めます。

白鳥病院事務局長 川尻成丈君。

○国保白鳥病院事務局長（川尻成丈君） お答えをさせていただきたいと思っております。

国保白鳥病院の病床削減など、まず至った経緯を御説明いたします。

現在、様々な分野で人口減少が大きな課題となっております。郡上市においても、若い世代のみならず高齢の世代ですら減少のフェーズに入っております。このことは当然、医療の分野にも大き

な影響を与え、一方で医師をはじめとする医療スタッフの不足を、もう一方では医療需要の低下を招くことにつながっております。

こちらのパネルを御覧ください。お手元にお配りしました資料1を御覧ください。

このグラフは、日本医師会の医療・介護需要予測のグラフでございます。中濃医療圏5市の医療・介護需要を表しており、縦軸が介護需要を、横軸が医療需要を表しております。上に行くと介護需要が伸び、下に行くと下がる。右に行くと医療需要が伸び、左に行くと医療需要が下がるというものでございます。

この推計では、郡上市の医療・介護需要予測は、介護需要は若干増加いたしますが、医療需要は減少の一途であるというふうに表示されております。このオレンジ色のグラフでございます。市では、平成27年4月より県北西部地域医療センターを設置し、国保白鳥病院を基幹医療機関として、市内の公立診療所をはじめ近隣の自治体診療所との連携をすることにより、医師確保を図り、地域の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援するための地域包括ケアシステムの構築を目指してまいりました。また、地域包括ケアシステムの構築と同時に人口減少の時代にどういった医療機関の姿であるべきかを白鳥病院内でも検討をしております。

こうした中、国は2013年6月に医療法を改正し、急速に少子高齢化が進む中、2025年、いわゆる団塊の世代の方が全て75歳以上を迎える年のあるべき医療体制を示す地域医療構想の策定を都道府県に義務づけ、岐阜県においても平成28年に岐阜県地域医療構想が策定されました。その中で郡上市が位置する中濃医療圏のあるべき姿として病床機能ごとの必要病床数が設定されております。

こちらのパネルを御覧ください。お手元の資料では2になります。

この表で示すとおり、急性期、2017年の病床数に対して2025年では急性期病床が651床過剰であり、回復期病床が578床不足するとの予測がなされております。構想には郡上市においての必要病床数は示されておきませんが、県が人口比から算出した病床数ではこの下の段になりますが、中濃医療圏と全体と同じように急性期病床が167床過剰であり、回復期病床が111床不足するとの予測がなされております。

また、構想では、郡上市における急性期医療は郡上市民病院が中心的な役割を担い、地理的条件から鷺見病院も状況に応じて担うこととされております。

なお、これら急性期、回復期という言葉は、地域医療構想上の病院の機能を表す言葉であり、医療機関が主に担う役割を示すものであります。ですので、回復期病床だから急性期の医療を行えないとか、行わないということではございませんのでお願いいたします。

こういった背景の中、国保白鳥病院は、回復機能を中心として市民の皆様の地域での生活を医療の面から支える役割を担うため、また経年的な病床利用状況を鑑み、病床数の減少とその機能を急

性期から回復期へと転換させていただきました。このことは白鳥病院を将来にわたり継続させるための取組であることと御理解を賜りたいと存じます。

和良診療所の体制につきましては、医師の働き方改革を進めるに当たり、少数の医師で当直体制を維持することが困難になること、和良地域には郡上市消防の東詰所があり、救急体制が整っていることなど総合的に勘案し、夜間休日の時間外の診療を中止させていただきました。

在宅医療や老健に入所しておられる方の時間外の対応につきましては、国保白鳥病院の在宅担当当直医師がオンコールで対応させていただいております。この体制につきましては、以前より高鷲地域、石徹白地域の在宅患者様に対して実施している体制と同様でございます。常勤医師1名となりましたが、センターの体制の中で国保白鳥病院からの医師の出向も含め、日中の診療に関しては昨年とほぼ同様の診療を実施させていただいております。地域の皆様には御不安や御心配をおかけしているとは存じますが、僻地医療の体制を守るための判断であることに御理解を賜りたいと思います。

続いて、今後の診療体制についてお答えをさせていただきます。

国保白鳥病院は、昨年度、3名の医師が定年を迎えられ、新年度新たに2名の医師を迎え、9名の常勤医師で運営をしておりました。7月31日付で内科医師が1名退職をされ、現在は、自治医科大学卒業の県派遣医師1名を含む常勤医8名で運営をしております。8名の医師は全員総合診療医で、うち1名が小児科専門医、もう1名が婦人科専門医でもあり、小児科・婦人科の診療も担っております。センター全体では、高鷲診療所、和良診療所にそれぞれ1名の自治医科大学卒業医師を県から派遣を受け、全体では10名の常勤医師で運営をいたしております。

ここで、総合診療について御説明をさせていただきたいと思います。このパネルを御覧ください。お手元の資料では3になります。

総合診療というのは、臓器専門医が特定の分野を深く診る、診察することに対し、守備範囲の広さを特徴としております。一般的な病気の大部分に対応でき、病気ではなく家族や地域を見ながら診療に当たる医療のことを総合診療と言っております。議員が御指摘されたとおり、長年勤務されていた先生方が定年を迎えられ、一部臓器専門の医師が不在となり、市民の皆様には病院自体がなくなってしまうのではないかとといった憶測が流れていたことも承知しております。が、国保白鳥病院は時代の背景と要請に応じ、継続して医療を提供できる体制づくりを着々と進めており、今までどおりの医療を提供させていただいておりますので、安心して受診していただきたいというふうに思います。

和良診療所を含めたセンター全体の体制については、こちらにイメージのパネルがありますが、お手元では資料4になります。

国保白鳥病院は、総合診療医を中心として在宅回復機能を有した病床へと転換を図ることにより、

病院の役割を明確にし、和良診療所、高鷲診療所などの公立医療機関との連携を強化し、へき地医療を守りながら地域に必要な医療・介護を提供する医療機関として存続していきたいと考えております。また、こうした役割を担うことこそが存続することに対して重要であるというふうに考えております。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田代まさよ君。

○3番(田代まさよ君) 御答弁ありがとうございました。2年ほど前よりいろいろな方法で伝えられたと思いますが、市民の方々にはなかなかすぐ理解していただけないのが現状と思います。しかし、一人でも多くの皆さんに正しく理解をしていただけますよう、より一層の尽力をよろしくお願い申し上げます。

2つ目の質問です。在宅医療と一部の対応についての質問です。

平成29年の国の調査を見ますと、末期がんや慢性の重い心臓病などでは立場の違いがありますが、様々な人生の最終段階において過ごす場所に関する希望調査というのでは、医療・療養を受けたい場所として自宅を希望される方は52%の方、最期を迎えたい場所として自宅を希望される方は69%との統計があります。認知症の場合では、医療・療養を受けたい場所として70%の方が自宅で受けたいと思ってみえます。また、自宅で最期を迎えたいと希望される方は12%となっています。

2017年の統計によりますと、自宅で最期を迎えられた方は13.2%となっており、郡上市でも平成29年1月の日常生活圏域調査から見たニーズと課題というアンケートから見ますと、自宅での介護や療養を55.8%の人が望んでみえます。最期を迎えたい場所として自宅を回答された理由として、1、住み慣れた場所で最期を迎えたい、2、最期まで自分らしく好きなように暮らしたい、3、家族等との時間を多くしたいとなっております。自宅で最期を迎えたいという希望には家庭の事情がそれぞれにあると思いますので、全てかなえられるわけではありません。また、在宅医療も介護を考える上で一つの選択肢でしかありません。

私の義母は平成31年2月に亡くなりました。その折に白鳥病院の在宅医療には大変お世話になりました。家族は、義母が望むのであれば自宅で療養をしてやりたいと思いましたが、私が心配していましたのは、急に義母が亡くなったときどうすればいいのか分からず不安に思っていました。案の定、昨日まで元気そうな義母が次の日の朝、眠ったように亡くなりました。そんな場合にも白鳥病院の在宅医療の方は、丁寧に優しく御指導くださり、本当に助かりました。義母には何も尽くせませんでしたが大変よくしていただきましたことを心から感謝いたします。私だけでなく、多くの皆さんがそういった不安を持ってみえると思います。そのような不安を抱えないためにも答弁をお願いいたします。

○議長（山川直保君） 白鳥病院事務局長 川尻成丈君。

○国保白鳥病院事務局長（川尻成丈君） 在宅医療の取組についてお答えをいたします。

議員が御指摘されたとおり、在宅での療養を望んでも、いざその場になると多くの方が在宅医療に不安を感じ、自宅以外の場所で終末を迎えておられます。

こちらのパネルを御覧ください。お手元の資料では5になります。

県北西部地域医療センターでは、設立以来、積極的に在宅医療を進めてまいりました。こちらに昨年度の実績を示しておりますが、訪問診療は111名の方に対して1,459件、在宅でのみとり、在宅でお亡くなりになられた方ですが、昨年は27件ございます。訪問看護は180名の方に対して6,089件実施しております。これはセンター設立の当時から比べますと約3倍に増加しております。実際在宅でおみとりを経験された御家族様への病院からのアンケート調査では、80%以上の方がよかったと回答をされており、満足度は非常に高くなっているというふうに感じております。国保白鳥病院を含めた県北西部地域医療センターでは、地域に住む全ての人がある人らしく健康で幸せに暮らせるお手伝いをしますという理念の下、これからも在宅医療を進めていきたいと考えております。

ただ、誤解のないように言わせていただきますが、在宅医療を積極的に推進しておりますが、在宅がよくて施設が悪いということでは決してございません。あくまでも在宅医療も患者様御本人や御家族様の希望に沿った医療・介護を提供させていただき手段の一つでございます。県北西部地域医療センターでは、安心して御自宅で過ごしていただけるよう支援をさせていただきたいと思っております。在宅医療や自宅での介護に不安や心配なことが、また分からないことやお困りのことがございましたら、どんなことでも構いませんので遠慮なく御相談をいただければと思います。

以上です。

（3番議員挙手）

○議長（山川直保君） 田代まさよ君。

○3番（田代まさよ君） ありがとうございます。それぞれの家庭の事情があることは十分承知をしているつもりですが、私のような不安を抱えてみえる方も、安心して在宅医療を受けられるようどんなことにでも相談に乗っていただきますと、より温かい郡上市を目指せると思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

3つ目の質問です。慰労金のことについてお尋ねします。

自宅で介護をされる方の中には、仕事を辞められて介護をされる方もあるとお聞きします。そのような方々に今までのような慰労金では生活自体が大変になってきます。郡上市の慰労金は月に5,000円となっており、私もおむつを購入するときにはとても助かりました。しかし、在宅医療などにすると病院の入院費用や施設の入院費用がかからず、または介護保険の費用が下がるのであれば、そういったことも踏まえ慰労金を増額してもらうことはできないでしょうか。仕事を辞められ

た方々の慰労金のことはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 失礼します。まずは、市の在宅高齢者等介護慰労事業について御説明をいたします。

在宅で要介護3以上の認定を受けた高齢者などを介護している方に月額5,000円の慰労金を支給しまして、介護者の労をねぎらう事業でございます。この制度は合併当初から継続しておりまして、平成21年には月額3,000円を5,000円に変更しております。

また、平成29年度には、支給対象要件であります寝たきり度B以上または認知度3以上を要介護3以上に変更いたしまして、さらに介護開始後6か月の不支給期間を廃止しまして1か月目からの支給に変更しております。この変更により、平成28年から29年の比較で、支給者は145人増加しております。支給額につきましても、465万5,000円の増加というふうになりました。対象要件を改めたことが支給者の増加につながったというふうに考えております。

また、他市でも同様の事業を実施しておりまして、比較しますとそれぞれ支給条件は異なりますが、支給金額は遜色のないものというふうに判断しております。

議員から課題提起されたことにつきましては、介護のために仕事を辞めた人への生活費の支援として慰労金の在り方といったことではありますが、市として、御家庭での介護を支える社会資源の充実や、企業や事業所において介護休暇が取りやすい環境づくりを進めることなど、できる限り仕事を辞めなくてもよい状況をつくっていくことが重要と考えております。

郡上市における介護を理由とした離職の状況ですが、介護保険事業計画の策定に向けた在宅介護実態調査の結果の中で、主な介護者が仕事を辞めたという割合は、平成29年の6.9に対しまして令和2年は4.6と一定の改善が見られました。全国平均5.7に比べましても郡上市のほうが1ポイント低い結果でありまして、これは介護サービスが充実されるなど、介護者が働く環境が整っているからだというふうに考えられます。今後も、高齢者を介護する方が介護と仕事を両立できるように、介護相談の場であります地域包括支援センターの周知やあとケアマネジャーを通じたサービスの適正な利用などを図ってまいります。こうした取組を通じて、介護慰労金は現行の水準で継続していきたいというふうに考えております。

（3番議員挙手）

○議長（山川直保君） 田代まさよ君。

○3番（田代まさよ君） ありがとうございます。慰労金に頼るのではなく、見てもらう方も介護をされる方も両方の心の負担にならず、そして自分自身の生き方も左右されないようないろいろな選択肢があり、大切な労働力も確保されると本当にありがたいと思います。ぜひそういった働き方を広く行っていただきますようお願いを申し上げます。

最後に、これからの郡上市の地域の医療についてお尋ねいたします。

人口の減少、医師の確保、そして今後の郡上市の地域医療を守るために、鷺見病院の先生も、互いに助け合い、病院をなくさずこの先もやっていきたいとのことでした。この先も不安のない郡上市であるために、郡上市にある医療機関を多く残していただくためにどのような対策を取っていくのか、市長より答弁をお願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私の前にも透明の板を置いていただいておりますので、私はマスクを外して答弁をさせていただきます。

まず、田代まさよ議員におかれましては初めての御質問ということで、今回、身近にあります国保白鳥病院、あるいは和良診療所、こうした医療機関の在り方、あるいは在宅介護の問題、在宅看護の問題等、御質問を頂きました。

まず、答弁に先立ちまして、私は、御質問の中にもありましたけれども、この春、白鳥病院の3名の先生が定年でお辞めになりました。また、それより以前ですけれども、長い間、白鳥病院の院長さんをやられまして、その後は非常勤という形で白鳥病院に勤務をいただいていた森前院長さん、あるいは今回7月末で退職をされました先生方、これらの先生方は全て白鳥病院において非常に長く地域の皆さんにも親しまれながら地域の医療に携わっていただいた先生方ばかりでございます。今回こうした形で白鳥病院をお離れになりましたけれども、この間の特に郡上の北部を中心にして地域医療に貢献をしていただいたこと、この場をお借りして心から感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。何人かの先生は、白鳥病院は退職をされましたけれども、近くの民間病院で引き続き地域医療に当たっていただくということでございますので、場所は変わっても引き続き、ぜひとも郡上市民のために地域医療のために今後もお尽くしいただくということでございますので、その点についても私からも心からよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

今回、御指摘のありましたいろんな医療機関の問題、これは川尻事務局長のほうから御答弁申し上げましたが、人口構造の変化、あるいは現象、こうしたもので非常に今までどおりの医療機関を維持をするということが非常に難しくなっているということでございます。そして、こうしたことの問題の背景には、もう一つ、医師の供給のメカニズムとしての大学と病院との関係ということがございます。田代議員さんはよく御存じのことと思いますが、新しい臨床研修制度とか、いろんな形で新しく医師として社会に飛び立つ人たちの研修の仕方とか、そうしたものが非常に変わってまいりまして、各大学においてはそうした新しく医師として誕生する人たちを、どこへ行ってください、ここへ行ってくださいということがなかなかままならぬようになってしまったということの中で、従来は例えば白鳥病院もそうですが、主として医師を岐阜大学の医学部から、言葉は変で

すが、供給を受けておりました。したがって、もし先生がお変わりになるときは後任をぜひくださいよという形でそういったことに応えていただけた時代があったわけでございます。しかしながら、ただいま申し上げたようないろんな制度の変更によって、もう岐阜大学の医学部、あるいは大学病院自身がお医者さんの確保に困るというような状態の中で、地方に派遣されていた、地域に派遣されていた医師が一時は本当に大学病院のほうへ引き上げられるというような形で非常に困った時代がございました。そういうことで、今回も白鳥病院の先生方が定年で退職をされる中でその後任をぜひとも私たちとしては頂きたいということで努力もしてきたわけですが、それはままたらぬというような状態の中で、白鳥病院は今、後藤院長さんを中心として、主として自治医科大学の御卒業の言わば総合診療医、こうした方々を中心にその医師を確保しているという状態でございます。したがって、時代の変化とともに病院の在り方というのが新しい時代に即応して、あるいはそうした医師やその他の看護師とかいろんな医療のその他のスタッフの問題も同様の問題があるわけですが、そういう変化の中で新しく、しかしできるだけ市民の皆さんのニーズに応えていくという在り方を模索していかなければいけないという状態になったわけでございます。

そういいながら、先ほど川尻局長が地域医療構想の話もしましたが、ただ人口だけでなかなか論じ得ない、非常に郡上市の場合は広い市域の中で市民の皆さんが生活しておりますので、私たちもできるだけ市民の皆さんの身近なところに医療機関があるように配慮していかなければいけないという問題もあるわけでございます。郡上市には、病院としては公立で郡上市民病院、そして白鳥病院、それから民間ではこの八幡町にある八幡病院とそれから白鳥町には先ほどもお話の出ました鷺見病院、それから美並町に、これは精神科に特化しておりますが慈恵病院というこの病院があるわけでございます。こうした病院のほかには各地域にそれぞれ医院といいますか、そういう診療所、そうしたものもございまして、郡上市自身も診療所を抱えているということでございます。そういうことで、この非常に人口構造が変化したり、医療の体制が、供給体制が変化している中で、私たちは何とか切り抜けていかなければいけないということで、かなり前から私どもも郡上の地域医療をこうした公立、あるいは民間を含め、あるいは病院と診療所、そういうものを含めてどうやって確保していけるかということで、病院長さん、あるいは診療所の代表者、あるいは事務局長等々とこれからの問題を検討しようということで会議を持っております。大変忙しい先生方ばかりですから、そんなに度々会議はできませんけれども、そういう中で、まずできることからやっつけていこうということでございます。それはやはり、先ほど局長の答弁にもありましたけども、各医療機関ができるだけ役割分担をしていくということと、役割分担を了解しながらそういうふうには果たしていくことと同時に自らの医療機関ではできないこと、足らざるを他の医療機関で補っていただくという連携という、特にうちではなかなか診られないので、ではこちらの病院にお願いしますというような形での患者の紹介とか、そういうふうな形でしっかりやっつけていこうというような話になっ

ております。あるいは医師の総合的な助け合いということもございます。そういうことで今のこの医療の難しい面を乗り越えていかなければいけないというふうに思っておりますが、問題はそれからこれを当面、あるいは中期的に考える、あるいは長期的に考えるとこういう視野を持って取り組んでいかなければいけないというふうにも思っております。非常に長期的に見れば、例えばこうした医療機関の統合とか再編とかという問題も、あるいは今後の課題としては出てくるかもしれないけど、今すぐそれをやるというわけにはいきませんので、今はある病院の形態の中でしっかり助け合っていくということではないかということでございます。今後ともそうした形でこの郡上の地域医療を確保していくということを真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

それから、もう一方、地域医療を確保していくためには、市民の皆さんの医療というものに対する御理解ということが不可欠であります。これまで地域医療フォーラムとか、いろんな形で市民の皆様には郡上市の医療機関の在り方というものを理解していただくために先生方とも触れ合っていたきながらいろんながやがや会議というような形で会も催しながらやっております、私は、郡上の市民の皆さんはそういう意味ではいろんな郡上市の医療機関の直面している問題とかいろんなことを理解をしておっていただいているというふうには思っておりますが、今後とも、大切なこの医療資源というものをどうやって市民の側からも今度は守っていくかと、市民は医療機関に守られているんですが、市民も医療機関を守っていくという立場からいろんな理解と協力が必要なのではないかというふうに思っております。

それから、もう一つは、郡上市だけで完結をするのではなくて、この医療の問題は例えば中濃医療圏という形でお隣の関市や美濃市等を含んだ医療機関もございます。あるいはさらに広く視野を広げれば岐阜市にある大学病院であるとか、岐阜市にある県立の総合病院であるとかそういったものがございます。今日はドクターヘリで、もし必要があれば大体片道15分から20分で、郡上から例えば大学病院へ大変重篤な難しい治療を要するような患者を搬送することができます。そうした時代の進歩といいますか、これは大きな進歩だと思いますが、そうしたことも十分に視野に置きながら郡上市の地域医療を考えていく必要があるというふうに思います。

よく、「窮すれば通ず」という言葉がございます。広辞苑を引きますと、困り切っているとのおのずと活路が開けてくるものだというふうに説明がしてありますけれども、この窮すれば通ずという言葉にはもう一つ間がございまして、窮すればすなわち変ず、変ずればすなわち通ずという形で、やはり状況の変化に応じて、窮して困り切っておる中で何か変化、チェンジをしていく、そしてそういうことによって展望が開けてくるという点もあると思いますので、いろんな形でこの内容が変化をしてくるということ、こういうことも究極の地域医療を守るための変化だというふうに御理解をいただいて、市民の皆さんにも御理解をいただきたい。私たちは、そこで変わってはいけないものは市民の皆さんの安心ということですので、そういうことを十分確保するように努力をしてま

いりたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田代まさよ君。

○3番(田代まさよ君) 丁寧な御答弁をありがとうございました。病院だけでなく、私たち市民も一生懸命これからのことを考えていく必要があると思いましたので、また皆様方にはいろいろ御指導をよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、田代まさよ君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時12分)

---

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

#### ◇ 長岡文男君

○議長(山川直保君) 2番 長岡文男君の質問を許可いたします。

2番 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問を行います。

1つ目は、今後の災害避難所の在り方等についてを質問をいたします。

さて、7月に県内を襲いました豪雨では、下呂市、あるいは高山市を中心に、ピーク時では約20万人の方に避難指示が出されております。近年の異常気象によるゲリラ豪雨や大雨による災害は至るところで発生をしております。また地震、震災についても、いつ発生してもおかしくない状況下であると思います。現在の新型コロナウイルス感染が世界中に蔓延した状況下におきまして、大規模な災害が発生し、多くの方が避難所生活を余儀なくされるとなれば、今までどおりの避難所運営マニュアルではクラスターの発生などがあってもおかしくありません。最悪の事態を避ける工夫が必要かと思っております。

新型コロナウイルス感染症は、飛沫による感染が最もリスクが高いと言われており、3密回避の観点から、知人宅やホテルなどへの分散避難が推奨されております。今般、広島市では、キャンプ用の自立テント850張りを購入し、市内の拠点避難所に配備されるとお聞きをしております。こうした避難所の内外でテントを利用した避難生活に備える自治体も増加をしているとお聞きをしております。

避難所の定員数、衛生環境、3密を避けるための具体的な方策、運営方針、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、トイレにつきましては、衛生管理や要支援の面からも洋式とされたいと思いますが、現在どのような状況であるかお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 長岡文男君の質問に答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、岐阜県が新型コロナウイルス感染症対策編の避難所運営マニュアルを作成しましたので、郡上市におきましても、これを参考に従来の避難所運営マニュアルを6月の初旬に見直しをしたところでございます。この新しいマニュアルにつきましては、自主防災会長に配布するとともに、市のホームページでも掲載をしておるところでございます。

見直しの内容としましては、3密を回避するために、指定避難所の収容者数をおおむね3分の1に見直しをし、市全体で約2万4,000人を約8,000人に見直しを行いました。この収容者数の減に伴う対応としましては、県が災害救助法の適用を受ける大規模災害時の被災者支援としまして、岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結をしております災害時における被災者支援に関する協定書、これによりまして、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する市内ホテルなど、40の宿泊施設の提供が可能ではありますが、これに加えまして、大規模災害以外でも、一般の方を含めまして、市内のホテルや宿泊施設を避難先とすることができるように市独自の新たな協定の締結の準備を進めているところでございます。また、さきの7月の豪雨の際には、あらかじめ、お住いの地区のハザードマップを確認し、自宅の危険度を把握していただきまして、場合によっては避難所に行かないという選択、また、避難所のみを避難先とするのではなくて、親類宅等の避難先を確保いただくことも周知、啓発をいたしました。加えまして、避難所における受付時の密を回避するため、避難所に行く前に体調を把握いただくための健康チェックカードですとか、住所、氏名、家族の状況などの記入をしておくことで、避難所受付の混雑を避けるための避難者カードを全戸配布をしたところでございます。

また、避難時のマスクの着用の啓発も併せて行ったところでございます。見直し後のマニュアルでは、避難所における消毒用エタノールの設置、避難者同士が密接にならないように、おおむね2メートルの間隔を空けること、事前受付を設置して、体調不良者を振り分け、体調不良者と健康な方との動線を分けるなどの対策を講ずることとしております。また、避難所としている学校の体育館につきましては、状況に応じて、校舎部分も開放していただくよう、教育委員会を通じて学校に協力をお願いしたところでございます。

なお、避難所における体調不良者の対策としまして、過日補正予算でお認めいただきました仮設救護パーティション、これを購入しまして、体調不良者ですとか、濃厚接触者を隔離して、避難所における感染症対策を講じたいというふうに考えております。

広島市では、避難所外での宿泊を想定し、テントを購入されたと思います。当市における屋外での避難につきましては、市の改定後のマニュアルでは、現コロナ禍において、避難所の定員を超えた場合は、推奨はしませんけれども、車中泊の避難者も増えることも考えてございます。この場合は、エコノミークラス症候群などの懸念もございますので、健康面に配慮をいただきながら、例えばグラウンドや駐車場なども避難場所として使用していただくことも想定はしてございます。

避難所トイレの洋式化につきましてですが、避難所としている体育館につきましては、最低男女各1か所ずつ洗浄機つき洋式便座を3か年で設置する計画でございましたが、本年度の9月補正予算におきまして、全て洋式化とすべく予算計上を行ったところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) ありがとうございます。各種の対策を迅速に対応されておりました、誠にありがたく思っております。コロナ禍の現在、特に感染がわかった場合の対応策を考えておかなければならないと思いますし、公民館や体育館など、避難所の間取り、あるいは設備、それぞれ違いますので、汎用的なマニュアルではなく、地域や行政が一緒になって対応策を今後も考えていただけるとありがたいと思います。

また、体調に不安がある方、先ほどパーティション等の対応もされておるということでございますけれども、特に体調に不安のある方は、福祉避難所というようなこともございますけれども、どこに避難するかなど、さらに踏み込んだ準備が必要であろうかと考えておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

さて、次に、今年7月の豪雨時に私、市内の避難所を数か所訪問させていただきました。国道や高速道路の交通止めもございまして、避難所地域外の方、あるいは市外の観光客の方が避難所の駐車場で、車中で避難をされている、そういった方をどれだけか見ました。そうした交通止めによりまして、移動ができなくなり、余儀なく避難所に避難された方、そういった方に対しまして、迂回路であったり、交通止めの解除であったり、あるいは近隣の宿泊施設等の情報をそういった方必要としておみえです。このことは、全部の避難所ではなく、一部の避難所であろうかと思っておりますけれども、迅速な、そういった対応が必要かと思っておりますので、どのようにお考えか質問をいたします。

また、先般は国道156号大和改良バイパスが全線開通となりまして、防災課題箇所が回避されま

した。1つの課題箇所が回避され、また交通の安全が向上し、非常にありがたく、関係者の皆様の御尽力に感謝を申し上げる次第でございますが、この156号線におきましても、豪雨のたびに交通止めになる規制区間が数か所ございます。規制区間そのものの解除、規制雨量の緩和、緩和できる道路改良を一刻も早く願うわけでございますけれども、国等の対応も含めまして、現在、そうしたことにつきまして、どのような状況であるのか、御質問をいたします。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、御質問の件につきまして、お答えをしたいと思います。

まずは、通行規制によります情報の件でございます。こちらにつきましては、現状も踏まえて少し御説明もさせていただきたいかなと思っております。市内の雨量によります通行規制の箇所でございますが、現在、高速道路、国道、県道合わせまして市内24か所ございます。ただし、市が管理します道路につきましては、災害等によりまして通行不可能になったとき以外は基本的には雨量による通行規制は行ってございません。そうした道路の情報の周知でございますが、現在、市におきましては、主にホームページへの掲載、あるいは防災行政無線、こちらを使いまして、皆様に周知をしておるわけでございますが、この情報につきましては、入手し次第迅速にお伝えするよう努めているところでございます。防災無線につきましては、現在、深夜から早朝にかけては、基本的に緊急時以外につきましては、放送をしないようにしている状況でございます。例えば、深夜に道路の通行規制がかかった、あるいは解除になったというようなときがあると、早朝放送可能な時間になりましたら、皆様に放送によってお伝えをしているというような状況でもございます。また、ホームページへの掲載でございますが、こちらもシステム上の関係もございまして、全ての情報がリアルに市の管理する媒体に載せるということができない状況でもございます。

加えまして、このそれぞれの管理者からの道路の情報でございますが、基本的には、事前の連絡ではなく、通行止めになった段階で市のほうに連絡が入るということで、それをもって放送等をかけさせていただく、あるいはホームページの掲載を行いますので、どうしても時間的な差、こちらが生じるということもございます。このため、市のホームページのほうでは、それぞれの道路の管理者へのホームページ、こちらへのリンク先も掲示をさせていただいております。ですから、多少の時間差がある場合等もございますので、でき得れば、それぞれの管理者のホームページ、こちらのほうの詳細な確認もしていただければということで促しをさせていただいている状況でございます。

今後におきましても、こうした現状の情報のやり取りのこともございますが、先ほどお話がありました避難所、こういったシステムを含めて、さらに広く迅速な情報を提供するような方法等につきまして、研究等を務めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

また、この雨量規制に向けた道路の改良等の取組ということでございますが、先ほど私のほうから市内の規制箇所24か所あると申しましたが、近年、過去10年間を見ても、この雨量規制の解除を行った区間が国県道で規制区間を短縮したのが3か所、4か所の規制の解除を行ったところがございます。

また、現在、県の土木事務所におきまして、県道大和美並線の有坂地区、こちらでも道路の改良工事を行っておりますが、この区間につきましても、一定の基準を満たした状態であれば、事業完了後に規制区間の解除が予定をされているとお聞きをしております。議員さんのお話ありましたように、当然この解除に向けた工事というのは、数年間必要となるわけですけど、今後につきましても、各道路管理者につきまして、規制区間の解除に向けた道路の改良、こちらにつきまして、引き続き市からも要望をさせていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) どうもありがとうございました。国道におきますところの規制区間、これは、昭和43年の飛騨川バス転落事故を契機に、翌年から設定されたそうでもありますけれども、そういった設定の基準については、非常に明確でない部分が多いというふうにお聞きをしております。まずは安全第一ということでございますので、ただ単に規制を緩和するというわけにもいきませんけれども、地域を挙げまして、関係機関にそういった改良につきましてお願いをしていく必要があるかと思っております。

また、地域の生活への支障を最小限に抑えるためには、各交通規制等、交通情報の伝達を迅速に、しかもわかりやすくお伝えをしていただければならないと思っております。また、関係機関、格別な御尽力をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

さて、次の質問に移ります。

次の質問は、コロナ禍におけます生涯スポーツの取組等についてでございます。市におきましては、観光立市のもと、本格的なスポーツ関連施設の整備やスポーツコミッションの設立等、スポーツツーリズムの推進に積極的に取組が行われているところでございますが、各種のスポーツ事業や大会が新型コロナウイルスの蔓延によりまして中止あるいは延期ということで、非常に深刻な影響を受けていることと思っております。コロナ禍におきましては、外出の自粛も続きまして、活動量も非常に低下をしております。それに伴います運動不足、あるいは体重の増加やストレス、体調不安の声を多く聞くようになってまいりました。こうしたことから、体調管理の面からも、意識的に運動、スポーツに取り組むことが必要ではないかと思っております。

スポーツを大きく分類いたしますと、1つには競技スポーツ、そして、健康増進やレクリエーションを目的とした生涯スポーツがあるわけでございます。社会体育におけます生涯スポーツの意義

は、誰もが生涯にわたりましてスポーツに親しみ、心身両面にわたる健康の保持に資するものであり、決してスポーツのエキスパートやプロを養成することではなく、年齢に関係なく、身近でスポーツライフを楽しむこととさせていただきます。

スポーツ好きの方を集めましてスポーツを行うことは比較的容易でございます。スポーツに無関心な方に興味を持っていただいて、そういったことを勧めることは、様々な呼びかけの手段、環境の整備、そういったものが必要になってきます。これが社会体育の中で一番難しい部分であると思っております。郡上地域では、合併以前から、各町村が連携を密にしながら、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ソフトミニバレー、ペタンク、綱引き、縄跳び等、軽スポーツの普及と生涯スポーツの振興に力を注いでまいりました。コロナ禍における現在、教育委員会におかれましては、郡上市の教育振興基本計画に基づきまして、1市民、1スポーツを提唱され、各団体と連携の上で、生涯スポーツの推進に努められておると思いますが、今現在、どのような方法で、どういった運動、スポーツの啓発、生涯スポーツの振興に取り組まれているのかお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、御質問の冒頭部分に関しまして、コロナ禍における本市のスポーツ活動に関する対応等について御報告をさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の拡大、それからそれに伴います小中学校の臨時休業によりまして、市内のスポーツ施設、学校体育施設ですとか、社会体育施設、スポーツセンター等でありますけれども、これらの利用を一時休止しておりましたが、市民の皆さんが安全にスポーツ活動を再開できるよう、感染の拡大防止を図りながら活動を行うための郡上市少年スポーツ団体活動ライン、あるいは郡上市体育施設利用に関するガイドラインを策定しまして、6月1日から運用を開始いたしました。その後、感染状況等の変化を踏まえまして、利用の制限緩和など、随時ガイドラインの見直しを行い、その都度スポーツ活動団体に対して通知をさせていただき、感染症対策への意識づけを図ってまいりました。現在、スポーツ活動をされる多くの方、また、施設を利用される皆さんが活動前の健康チェックですとか、活動後の施設の消毒などを実施していただいております、市のガイドラインや競技種目ごとのガイドラインを参考に対策を講じながら、スポーツ活動を再開しておられます。現在も一部活動内容や施設の利用に制限等設けており、皆様に御不便をおかけしておりますけれども、健康や安全を確保するための対策として、引き続き御協力をお願いしたいと思います。議員の御質問にあります生涯スポーツの振興につきましても、郡上市総合計画基本計画の中でも、市民の生きがいや健康づくり、青少年の健全育成を目指して、議員もおっしゃいました1市民1スポーツを目標に、普及推進を図っております。さらに、議員もおっしゃいました郡上市教育振興基本計画でも、重点施策の中で、スポーツに参画で

きる環境の整備ということを設けておりまして、その中で、こちらのほうでも1市民1スポーツの推進に向けまして、気軽にスポーツ活動に参加し、スポーツや仲間と活動することが好きになるような機会を提供し、学校、家庭、地域、関係団体が一層連携することで年代に応じたスポーツライフの確立を目指すこととしており、市では、これを受けまして、生涯スポーツ振興事業、少年スポーツ振興事業などにおきまして、例年事業を展開しております。

それから、スポーツを基軸とした持続的な地域振興や観光振興を推進するために、これまで行政が行ってきました市民の皆さんの健康増進、スポーツイベントや大会、スポーツ合宿の誘致などに係る実務をより専門的かつ高度に、また拡充して展開していくための中心的な組織として——議員もおっしゃいました——つくられましたが、去る3月に民間と行政の協働による郡上市スポーツコミッションが設立されました。その組織の中にも生涯スポーツ部会が設けられており、生涯スポーツの一層の推進を目指すこととしております。

御指摘がありましたゲートボールやグラウンドゴルフ、ソフトミニバレー、ペタンクなどの軽スポーツにつきましても、現在も引き続き実施されておまして、大会などへの延べ参加人数は、平成28年度の8,760人に対しまして、令和元年度では1万1,195人と1.27倍に増加しております。

生涯スポーツ活動の普及については、各地域のスポーツ推進員が地区公民館活動と連携しながらウォーキングやトレッキング、軽スポーツ教室などを実施していることが挙げられます。また、郡上市スポーツ協会主催の駅伝大会や各種教室、講習会などがあるほか、総合型地域スポーツクラブ——郡上ブルーズですとか、スポーツフラッグGでございますが——が子どもから高齢者までを対象とした教室、レクリエーションなどを実施しております。

そして、新たな軽スポーツの取組としましては、市の働きかけによりまして、児童を対象としたタグラグビー教室や女子ラグビーチーム、少年ラグビークラブなどが発足しております。また、公民館の生涯学習講座では、平成30年度から総合型スポーツクラブ構成員が中心となって、先ほど述べました美的健康体操を行っており、定員をオーバーするほどの申し込みがあると聞いております。

ここで、生涯スポーツ、軽スポーツに関する取組を御報告しましたけれども、郡上市スポーツアドバイザーの方による取り組みも御紹介したいと思います。スポーツドクターである辻秀一先生ですが、アドバイザー活動として、市内小中学校や高校生を対象としたメンタルトレーニング、またスポーツ関係者や教育関係者への講演活動などを行っていただいております。スポーツの持つ魅力やスポーツの意義、そして先生の専門分野でありますスポーツ心理学を活用した心の整え方などを郡上ケーブルテレビを通じて市民の皆さんへも発信していただいております。平成29年度以降、番組として26本を放送させていただきました。先生のお話でございますが、最近では、感染症の影響によりまして、スポーツ活動の休止を余儀なくされたり、目標としていた大会が中止になるなどの状況を踏まえ、このようなときこそ改めてスポーツの意義を見つめ直すことの大切さなどをお伝

えしていただきました。これらのメッセージは、市民の皆さんからも反響が大きく、生涯スポーツの意義である心身両面にわたる健康の保持に資するものと考えております。

高齢化社会を迎えまして、生涯現役で元気に過ごすためには、心身ともに健康であることは欠かせず、幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じてスポーツへ取り組むことが大切であると考えており、今後も関係組織との連携を図りながら、誰もがスポーツを身近に感じ、気軽に楽しむことができる場を提供し、スポーツが好きになるきっかけとなる楽しいスポーツの取組を推進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長（山川直保君） 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） 御説明いろいろありがとうございました。私も辻先生のスポーツは文化だというようなものも何度か拝見をいたしましたし、それから、スポーツコミッションの各部会がいろいろな活動をされておられることも承知しておるつもりです。実は、私も、スポーツコミッションのほうの事業のこういうのにちょっと入っております、これは、チャレンジウォークというあれなんですけども、これで今100名ぐらいの方が参加しております、現在私も健闘しております、100名中84位ぐらいで頑張っておりますけども、こういった活動のほうも理解はさせていただいておるところなんですけども、いずれにしましても、そういった生涯スポーツを地域で皆さんに本当にスポーツをやったことのないような方にどんどん広めていっていただきたいなと思っておりますし、それから、スポーツコミッションの関係なんですけども、これには各種団体の長の方が役員で入ってみえるわけなんですけども、こういったコミッションの活動自体につきましては、まだちょっと始まったばかりで、ちょっとまだ数々の課題があらうかと思っておりますけども、こうしたところに加盟しておりますスポーツ推進員であるとか、スポーツ少年団、そういった関係の組織、そういった活動の御支援をまたさらに充実をさせていただきまして、この生涯スポーツがずっと盛り上がってくるような、そんなことを進めていただきたいと思っておりますので、どうかまた今後もよろしく願いたいと思います。

さて、次もスポーツの関係なんですけども、自分で実際にスポーツを行わなくてもスポーツを、自分のチームを応援したり、観戦するという、そういったことは、その場の感激とか、臨場感とか、そういったものをすごく味わえるわけです。スポーツの観戦ということも生涯スポーツの一つなんです。有名チームの試合観戦も非常に醍醐味のあるものですが、そうした特別なものだけではなくて、日常生活の中に、風景の中にスポーツを位置づけさせられないかなと私は思っております。市内の本格的なスポーツ施設が整備されつつあります。生涯スポーツ、それからスポーツツーリズムの両方の観点から、そういったスポーツ施設でのイベントや大会、今合宿も行われるとお聞きしておりますけども、その施設のある地域の地域の方が、どこの誰が来て何をやっている

のか知らないということが非常に多いんです。私は、そういうことのないように、例えば施設周辺の方への何の大会があるとかそういったような告知であるとか、観客への案内、そういった配慮、地域の方がそういった事業に関心を持っていただくような、応援ができるような、そういった配慮ができないかというふうに考えております。例えば、高鷲の吠グラウンドであるとか、美並のまん真ん中広場、こういった会場にせめて観客から見えるスコアボード、これがないんですよ。こういったものを設置するとか、あるいは電光掲示板、あるいは観客のスペース、コンクリートのベタ打ちの形でもいいかと思えます。そういったスペース、あるいは、会場近くの主要道路、会場近くの国道とか、あと、振興事務所とか、市役所、そういったところに大会案内等の電光掲示板とか、こういったものが設けられるようなことができますれば、地域の方も今日はこういう大会があるんだということでもちょっと見に行ってみようかとか、そういった気分になろうかと思うんです。今、なかなかこの誰が何をやっているかわからない状態ですので、どうか、観戦しやすい環境整備、そういったことを地域の方々に関心を持っていただくための方策、そういった整備、そういったことについて、私は1つの例を申し上げましたけれども、そういったことをどのように考えてみえるのか、お伺いをしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 失礼します。議員も今おっしゃいましたように、国のスポーツ基本計画というものがございまして、そちらのほうでもスポーツを見ることの重要性について示されております。見ることで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られ、また応援することによってスポーツをする人の力になることができるという趣旨であります。今、いろいろ御紹介いただきました美並町のまん真ん中広場、あるいは高鷲吠高原スポーツ広場でございますが、どちらも人工芝生化したということでございます。こういう立派な施設ができましたことによりまして、今年度、郡上市スポーツコミッションが中心となってこれらの施設を利用したラグビー大会ですとか、スポーツ合宿の練習試合などに市民の皆さんにも観戦に来ていただきたいというふうに周知したいと思っておりましたが、コロナウイルスの関係で多くは中止となってしまいました。議員も御承知かと思いますが、まん真ん中広場、吠高原のほうにつきましても、整備前と整備後では、利用件数、あるいは利用者数も格段に増えております。まん真ん中広場などは、整備前の28年度と比べまして令和元年度の利用人数は4倍以上に増えております。こういうふうにスポーツ施設を整備してまいりまして、スポーツをする人への配慮というものは整ってきましたけれども、環境は整ってきましたけれども、冒頭で触れましたように、スポーツを見る人への配慮、心配りも大切であると思っております。そういう情報発信の一つとしまして、スポーツの大会やイベント等の周知を、御承知かと思いますが、広報誌、あるいはチラシ、ポスター、それから市民協働センターのホームページなどでも紹介をしております。そして現在、スポーツコミッションのほうでは、ホームペー

ジも作成中でありまして、今後さらに情報発信を拡充してまいります。こういうふうに情報発信も一生懸命やっておりますけれども、御提案にありました例としまして、ありましたように、デジタル掲示板、これは不特定多数の方が催し物の情報を目で直視できるというようなことで、大変効果はあるんであると思うっております。あるいは、観戦のための観客スペースも何とかできないかということを考えておりますし、スコアボードも整備、あれば一番よろしいんですけども、いずれにしましても、まず施設整備が終わって、まだあまり間がありませんので、今後、大会ですとか、イベント等による施設の利用状況をよく見ながら、今後の1つの研究課題としてまいりたいと思っておりますので、またどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) ありがとうございます。今御答弁ございましたように、今後の整備に期待をしておりますので、どうか、よろしく願いをしたいと思っております。

50年以上続きました体育の日が今年からスポーツの日に改められました。例年であれば、10月の第2月曜日ということですけども、今年に限りましては、オリンピック、あるいはパラリンピックの開催という予定でございましたので、7月の24日ということであったわけですけども、新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束しまして、地域の皆さんが気兼ねなくスポーツが楽しむことができるようになることを願いながら、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長(山川直保君) 以上で、長岡文男君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時15分を予定します。

(午前11時06分)

---

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

◇ 三 島 一 貴 君

○議長(山川直保君) 6番 三島一貴君の質問を許可いたします。

6番 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) 6番、三島です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、大項目1点、コロナ禍による今後の観光施設についてを質問させていただきたいと思

います。

新型コロナウイルス感染症が広がる中、本市においても当初計画していた事業が思うように進められない、そんなことを感じております。

観光産業においても、インバウンドへの取組強化を進めていたところ、コロナ禍により外国人観光客が国内に來れないということから、これからの観光についても考え直さなければならないのかなというときだと考えております。

しかし、このピンチをチャンスと捉え、考え方を改めることによってプラスになる。そんなことがあるのではないかと考え、目線を国内旅行者に向けることが必要だと考えます。

本市を見ておきますと、本市を目的に観光に來る人たちはほとんどの方が自家用車、そして、高速道路または一般道路を利用して、この本市にみえるのではないかと。そして、そのほとんどの人がSAまたはPA、そして、道の駅を利用されるのではと。

本市にあるSA、PA、道の駅は、地域の観光発信、情報拠点と捉えております。そんなことを踏まえて、今回、質問をさせていただきたいと思っております。

1番に観光施設道の駅についてという形でございます。

本市においては8つの施設があると、これまでの道の駅といえばトイレ休憩、お土産や特産物の購入、昼食を取るためなどで通過点と考えられておりましたが、近年では道の駅が目的地となって、その道の駅へ遊びに行くという施設が増えてきております。

そんな中、白鳥にあります白山文化の里長滝、こちらは2018年度に新築オープンをし、そして、隣接するあゆパークと一緒に今では体験を含め様々な催し物を開催し、休日には駐車場が満車になるほど好評だと聞いております。まさにこの地が本市にとって目的地となる道の駅ではないのかなと思っております。

さて、私、結構いろんな観光へ行くことが好きで、今年の夏もちょっとドライブへ出かけてまいりました。コロナ禍ということで、余り施設へ行けないものですから、ちょっとドライブへ行ってまいりました。関市から西のほうへ走って、そして板取へ抜けてというルートを走ってまいりました。ふと川沿いの道路に車がたくさんとまっておったんです。何だろうと思って川のほうを覗いてみますとパラソルやタープテントがすごく並んでおるんです。海の海岸沿いのような風景でありました。今、川ってこんなふうなのかなあとびっくりをしたところではありますが、コロナ禍によって海の家が閉鎖しているということで、海に遊びに行けない人たちが川に遊びに來ているのかなということも思いつつ見ておりましたが、本当に多くの方が川遊びを、あのあたりは板取川になるんでしょうか。川遊びをしておられました。

そんな中で、この白山文化の里長滝の施設の裏には、我々が自信を持てる清流長良川が流れております。例えば、この川を少し整備をして、川遊びができるようにできないか、また、この白鳥北

部においては白山文化、そういったものがずっとありますが、それをPRし、今以上の多くの観光客の誘致をできるのではないかと、いろんなことがまだまだ手をつけられるのではないのかなと思います。そんなことを踏まえまして、市としては、今後、この施設周辺の整備計画をどのように考えてみえるのか、質問させていただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、御回答をさせていただきます。

道の駅、白山文化の里長滝は、平成30年度にこのあゆパークの改修に併せてリニューアルオープンをしております。

このオープン前の道の駅につきましては、観光入り込み客数は、平成29年は11万9,749人、このリニューアルオープン後の平成30年は15万9,651人、令和元年は16万847人と、このあゆパークの相乗効果もありまして、年々その入り込み客というのは増加をしておるといってございます。

今、御質問ありましたこの近隣を流れるこの長良川の河川区域内での市の整備計画というものは、現在のところはございません。

河川区域内の施設整備におきましては、昨今の増水や土石流の危険性を考えまして、有事の際の避難路情報であったり、避難経路の確保ということを整備する必要がございます。各関係機関との調整や増水等による施設の破損の再整備についても十分検討をしておく必要があります。

今年、このあゆパークの体験メニューを実施するために、河川敷のすずき等の刈り取りを行ったところ、昨年よりも河川敷を利用される方が多く見られました。

体験メニューにつきましては、インストラクターの指導により安全な状態で河川を利用させていただいておりますが、河川での事故のおそれもあることから、河川管理者であります県としましては、一般の方の利用には十分な注意を促しておるといふようなところでございます。

市といたしましても、河川管理者のこのような意向も踏まえ、検討していくことも必要であろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、白山文化のPRにつきましては、現在、白山長滝公園地域活性化協議会、白鳥北部振興部会において、白山文化をより多くの方に身近に感じていただくための様々な取組を考えています。

その一つとして、今年度は白山文化周遊パンフレット、「水と生命の源流域へーくるをめぐる」を作成いたしましたところでございます。このパンフレットは、誌面の情報のほかにQRコードをつけまして、シンボルスポットや祭礼、名勝など、地域にまつわる白山文化の動画を見ることが出来ます。

今後はこのパンフレットを活用しながら、広くPRをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 6番 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) この郡上市においては、山と川、これが売りだと思っております。せっかくこの資源を大活用するためには危険だからやれない、そんなことではなくて、本当にその危険を回避して、安全に遊べる施設を造ることも大切だと思います。

我々が子どもの頃には川遊びをいたしました。今では川で遊んでいる子どもを本当に見なくなりました。

今年においては川遊びが多かったということで、県のほうから危険ですという案内があつて、川遊びは気をつけてくださいということで、本当に事故もあつてということでありましたが、しっかりと安全を守って遊べば、大変いいところだと思っております。清流長良川、あゆパーク、そうやって川のことでやっているところでもありますので、どうかそういった自然を利用したテーマパークではありませんけど、そういったものを造っていただきたい、しっかりと検討していただきたいということをお願いさせていただきたいと思っております。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきますが、白鳥北部のほうでは、中部縦貫自動車道ということで、福井県とこの郡上市をつなぐ道路の建設を行っております。

隣の大野市では、この自動車道をまさに生命の道、生活の道、希望の道と表現して、PRを行っております。

来年度、重点道の駅として、越前おおの荒島の郷という形でオープンをするということを発表されました。また、中部縦貫自動車道は大野、和泉間が令和4年度に開通すると発表をしております。和泉から白鳥までは、早期開通に向けて取り組んでいくと発表をしております。これは、本当にこの郡上市にとっても期待のできるものだと考えます。

私が議員にならさせていただいたすぐの一般質問でも、この縦貫道のことについて質問をさせていただきました。

そして、この重点道の駅ができる。そして、この中部縦貫自動車道をこの本市に入りますと、白鳥西インターがございまして、こちらをおりて、この白鳥の町中へ入りますと、ぶつかるところには道の駅の清流の里しろとりがございまして、こういったお互い道の駅同士での連携等がこれから大事なのではないのかなあと考えますが、本市としてはこのことをどのように考えて、どのような取組を考えているのか、質問をさせていただきたいと思っております。

○議長(山川直保君) 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長(可児俊行君) 中部縦貫自動車道開通に向けた道の駅の連携などにつきましては、現在、大野市と郡上市で大野市・郡上市道の駅連絡協議会というものを平成27年度に設立をして、毎年、意見交換等を行っております。

現在、道の駅の両市の特産品の販売や両市で開催されるイベントでの道の駅ブースの出店、道の駅マップや周遊ルートの作成、さらには防災における連携など協議をしているところでございます。

この協議会を通じまして、大野市、郡上市で様々な事業を連携いたしまして、双方の経済であったり、観光交流というものを今後も進めていきたいというふうに思っております。

まだ、具体的な取組につきましては検討中でございますが、市内の農産物、特産品の設置であったり、観光情報の提供などが考えられまして、今後はこの郡上市の観光連盟とともに、検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、現在の観光PRはどちらかというと、その関東、関西、東海圏が中心であります。この中部縦貫自動車道が整備をされ、また北陸新幹線も今後、敦賀まで延伸されることを踏まえますと、北陸方面への観光PRの強化も今後行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 6番 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) この中部縦貫自動車道は、福井市街のところからこの白鳥まで無料期間ということで、大変期待のできる道路であります。しかしながら、期待ができる反面、無料であります。福井から、例えばこちらへ向かってきて、そのまま白鳥西インターでおりなければ、そのまま東海北陸自動車道へつながって、そのまま北は高山、下は名古屋方面へと走れます。その中で危険な面があって、通過点になるというすごい心配がございます。例えば、多分、大野市側でもそれは大変心配されておると思います。ですので、こういった大きな道の駅を造って、どうかこの無料期間中の道路からおりにいただくことを真剣に考えておると思います。

我々この白鳥でもやはり通過点にならないように、この白鳥西インターでどう人が降りていただけるか、どう白鳥の町中へ入って来ていただけるか、そこから、先ほど出ましたあゆパーク、白山文化のほうへ行っていただけるかとか、考えなければならないと考えています。そこで、この道の駅との交互のやり取りが大事になると思うんです。

例えば、大野側の今の荒島の郷で寄られた方が、そこで郡上のPRを見て、そしたら次は白鳥西インターでおりようかなと思っていただけることが大事だと思うんですよね。逆で、同じように清流の里しろとりへ来ていただいた方が、今度、中部縦貫自動車道を通って福井方面へ行くんですが、あそこに大きな道の駅があるから、次はあそこへ寄ろうかなと思っていただける、そんなことをお互いに協力し合ってやることによって、この自動車道からおりて、その地域の観光をしていただけるということにつながると思っております。これはお互いさまということがありますので、お互いに連携強化をして、また物販の販売も含めて、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思ひますし、もう来年度にはその道の駅はできます。

今、私たち白鳥観光協会では、白鳥おどりを向こうでもできないかなあということも考えております。そんなことで、お互いのPRをしたいと思っておりますので、どうかそのあたりもまた御協力をいただきながら、真剣に取り組んでいただきたい。そんなことを思います。

続きまして、次の質問に入ります。

今、北部側では中部縦貫自動車道、今度、郡上市南部では濃飛横断自動車道の建設の決定が先日されました。これも地域の方に説明会が終わったということで御報告を受けております。

この道路は中津川からこの郡上市までつながるということでもあります。その途中に道の駅和良がございます。ちょうど中津川から入れば、ちょうど郡上市の入り口にある道の駅となりますが、近年、大きな改装等、改築等もされていないと存じますが、このあたりの道の駅和良については、どのような計画を考えてみえるのか質問させていただきたいと思っております。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 濃飛横断自動車道の建設が決定をされました。それに伴いまして、この道の駅和良の改修計画については、その路線が決定され、工事の進捗状況に従いまして、今後はその道の駅和良が持っているコンセプトとか、位置づけも変化していくのではないかというふうに思っております。

現段階では、建設を見据えた改修工事などの具体的な計画はございませんが、今後の観光動線や和良の地域振興に効果的な改修等を検討していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） この濃飛横断自動車道の建設の完成までは、まだまだ時間がかかると聞いております。しかしながら、こういったものってあつという間に進んで、あつという間に出来上がるということでもあります。どうか、この道の駅和良についても、地域の方々としっかりと相談をしていただきまして、早い段階で計画をされて、早い段階でいい道の駅になるようなことをお願いしたいと思っております。

続きまして、今いろいろと質問をさせていただきましたが、こうやって全部の施設はいろいろと見ますと改修等は行っております。しかしながら、まだまだ大きな改修をされていない道の駅の施設があります。

私、白鳥出身の議員であります。白鳥の中には3つございます。清流の里しろとり、その前に話しました白山文化の里長滝、もう一つが白尾ふれあいパークというものがございます。この白尾ふれあいパークも、長い間大きな改修をされていないような気がいたします。

いろいろお話を聞いてまいりましたら、今、近隣の地域の方々がここの道の駅を活用して、地域

の特産物を売りたいとか、そんな話も聞いております。また、指定管理者の方にもお話を聞いてまいりました。

使われていない箇所、ところがあって、そういった管理をするだけでも意外と大変だというお話を聞いております。その使われていない理由というのが過去からのことがありますので、なぜかということとは分かりませんが、そういったことも見直す機会ではないのかなということも思っておりますが、こういった長らく手をかけられていない施設がございますが、この辺のことは、市としてはどのように考えてみえるのか、御質問させていただきます。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 道の駅で、最近この大規模な改修工事をしていないという施設は2施設ございます。

今、議員言われました、この白尾ふれあいパークにつきましても、最近の改修というものはしていないというものでございますが、ふれあいパークにつきましては、今言われましたとおり、地元の任意団体から農産物等の販売など、施設の利用について、活用について、施設の一部を借用できないかとの問い合わせがあります。現在、その調整を行っているところであります。

地域振興施設として、どういうふうな在り方であるとか、地域の要望に合わせた改修、修繕、管理運営について、今後も白鳥振興事務所とともに検討をしていきたいというふうに思っております。

また、もう一つは高鷲の大日岳というところでございますが、そちらのほうにつきましても、地域のほうとも連携をしながら進めていきたいというような、改修のことについて検討していきたいというようなことを思っております。よろしくお願いします。

（6番議員挙手）

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 先ほど、私、いろんなところの場所へ行くことが好きだということで、いろんなところへ行きます。

必ず道の駅に寄るようにしております。高速に乗ればなるべく大きなサービスエリアには寄るようにしております。

いつも思うのが、その施設があれっ、ちょっと残念だな、例えばトイレに入って、古いなあ、汚いなあ、そんなことを思ったり、例えばその観光情報のところへ行ったら、あれ、余り発信されていないとか、物販が余りいいものが売っていないなと思うと、すごくその地域のイメージを悪く感じてしまいます。

逆の面、トイレがすごくきれいで、道の駅が明るいようなところへ行くと、この町ってなんかいいなあ。わくわくするなあ。いろんなところへ行ってみたいなあという思いになります。

こういったこの郡上市においても、8つの道の駅の施設があるというのは大変多いと思っておりますが、しっかりと整備をしていただいて、ぜひこの国内観光旅行へみえる皆さんが気持ちよく利用していただいて、郡上市って大変いいところなんだなと思っていただけるような玄関口にしていただきたいと思っておりますので、しっかりと計画を立てていただきたいと思っております。

もう一つ、道の駅の質問をさせていただきます。

道の駅古今伝授の里やまと、こちらの道の駅は東海地方の中でも本当に多くの方が訪れると聞いております。

この道の駅に隣接するところに、フェアフィールド・バイ・マリオットというホテルが建設されました。

ちょうど昨日、観光連盟主催で内覧会があったということで、私、白鳥観光協会の会員の一人として応募をして見てまいりました。この施設を昨日、中を見させていただき説明を受けてまいりました。

87室あるそうであります。ベッドがキングサイズの部屋とツインのベッドの部屋が合計で87室ということでありました。

僕、海外のホテルの会社であるので、もう少し海外チックなホテルなのかなと思ったら、和をすごくイメージした本当に国内向けのホテルだなあとということで見させていただきました。大変素晴らしいこのホテルであります。

このホテルの中では食事がございません。ですので、食事をされる方はこの近隣のこの市内の施設を利用させていただく、これは地域にとって大変うれしいことであって、経済効果があるものであります。

もう一つ面白かったのが、お風呂はシャワーのみだったんです。バスタブがありませんねという話を聞いて、そうなんです、近くにちょうど温泉があります、ということで、道の駅のところにやまとの温泉がありますよね。そちらを利用させていただきたいというふうなことで、ホテルの方も言ってみえました。

これは本当に地域にとってもうれしいことであって、経済効果が期待できるホテルだと思っております。この立派なホテルをどう、やはりこの地域に活用していくかというのも大事なところだと思っております。この市としても、こういったことの期待される効果をどう捉えて、また、この運営会社としてはどのようにして連携をしていかれるつもりでおるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） お答えをいたします。

今、議員言われるとおり、このフェアフィールド・バイ・マリオットにつきましては、宿泊のみを提供するホテルでございます。そのため、隣接する道の駅古今伝授の里やまと、やまと温泉やす

らぎ館の利用者の増加というものが見込まれまして、施設売上の向上が期待されるというふうに思っております。

そのほか、新型コロナウイルス収束後には外国人の観光客の方が増えて、それが飲食店等の利用増に関わって、消費拡大であったり、地産地消の促進が期待されるというところで思っております。

そうした期待の中で、郡上で安心安全な観光を楽しみ、滞在していただくためにも、これを契機に地域資源の掘り起こしやブラッシュアップを行いまして、郡上の魅力が詰まった観光プランの構築であったり、郡上の郷土料理の紹介など、これも郡上市観光連盟とともに、ホテル側と連携を深めていきながら考えていきたいというふうに思っております。

また、今年度の冬期には、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業におきまして、古今伝授の里やまとから高鷲のスキー場間のシャトルバスの実証実験を行います。

これからの可能性というものをこれによって見出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 6番 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) このホテルの建設当初は、このコロナということは全く考えておりませんでした。インバウンドを期待してこういったホテルを造るということもありましたが、今、このコロナ禍によって、海外旅行客が来れないということで、この10月オープンと聞いておりますが、どれだけ国内の旅行者が宿泊をされるのかということも期待するところだと思っております。

87室、1部屋定員2人だそうです。大人が2人、子どもが1人ぐらいなら寝れるということで、基本は2人部屋というようなことを聞いてまいりました。87室掛ける2名、174名、満室であったら、この郡上市大和町に174人の観光客がみえるということになります。満室になるというのはなかなか難しいの分かりませんが、例えば6割ぐらいでも100人ほどの方が宿泊されたとしても、その方々がこの地域へ出歩くということは、大変経済効果は大きいと思っております。

正直なところ、大和町だけの飲食店で対応できるのかなあという不安もございます。しかしながら、そこは皆さんの企業努力で、例えば我々が住んでいる白鳥町、または八幡町の方々がその辺はまた知恵を絞って、そういった皆さんを誘導するような企業努力も必要なのかなということも考えておりますが、ぜひこの本市においても、どうか民間頼みではなくて、やはりこういったホテルをプラスに考えていただいて、仲間としていただいて、運営会社と連携を取りながら、この地域の活性化に向けて頑張っていただきたいと思います。

コロナが鎮まれば、海外の観光旅行者がみえて、すごく活用されることは分かっておりますが、それまでの間にも、ぜひ国内旅行者が利用できるような形もとっていただきたいと思います。

また、このホテルは道の駅へ造るということで、近隣では美濃市または美濃加茂市、そして今、荘川でも建設中ということで、近隣でもこのようなことをされています。このホテルというのはいろんな道の駅の情報も持っておられると思います。マーケティングされて、いろんなことの情報を持っておられますので、そういったことを聞き出すことも一つの方法かなと思っておりますので、どうか連絡を密にさせていただいて、しっかりと連携を取っていただきたいと思っております。

道の駅の質問については、以上とさせていただきます。

2番目に、東海北陸自動車道瓢ヶ岳のパーキングエリアのことについて質問をさせていただきます。

今年度の予算の段階で、この瓢ヶ岳のPAの改修工事の事業がございました。この運営会社が改修されるということで、本市においてはそこへ補助金を出すような形ということで説明を受けてまいりました。

これも東海北陸自動車道で、この本市へ入ってくるところの入り口の玄関口であるということで、私もこのPAの整備には大賛成であり、大変期待をしているところであります。

コロナ禍という、このコロナのことによって多少工事が遅れたりとかということは聞いておりますが、詳しい話をぜひ、今の現在の状況、工事の着工や完成の予定をお聞きしたいと思いますし、また、本市においても補助金を出すということでもあります。しっかりと連携を取っていただきたいと思っておりますが、まだこちらのほうも運営会社とどのような連携を取っていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） お答えをいたします。

瓢ヶ岳のサービスエリアの運営会社であります、この株式会社ネーブルみなみ、市が約54%を出資する第三セクターではございます。

この瓢ヶ岳のパーキングエリアの改修工事につきましては、8月19日に株式会社高垣組と工事の契約をされております。完成は令和3年1月末というふうに聞いております。

現在は店舗改修の期間中の営業方法等について、中日本高速道路株式会社と協議中でございます。また、当施設は平成30年6月に中日本高速道路株式会社との事業用借地権の見直しによって、令和35年までの定期借地契約を締結し、事業の運営の継続が可能となっております。

現在の施設は、建築後20年が経過しておるということで、老朽化が激しいということから、この施設改修を行うことによって、長期事業の継続が可能となるものでございます。

今後は、この東海環状自動車道の西回りの全線開通によって、施設の入り込み客の増加が期待されるところでありまして、また、この当施設は東海北陸自動車道の市の玄関口として重要な施設でもあります。

今回の改修によって観光産業及び文化等の情報発信、また、販売等を充実することによって高速道路の利用者の利便性を高める。さらに、市内観光商品の拡大、地域の活性化につながることを期待しております。さらには、施設利用者の数が増えたり、売上の増加ということで、事業継続による雇用拡大にも期待をしたいというところでございます。

東海北陸自動車道における市の玄関口として、市の観光情報の発信、また地域の活性化と産業振興を図る重要な施設であることから、DMO候補法人であります郡上市観光連盟が目標とする市内の経済循環の実現ということで、市内特産品の販売等を促進を担っていただけるような、そのようなところで連携を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 6番 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) 北にはひるがのサービスエリアがあります。昔、人に聞いたことがあります。東海北陸自動車道を利用される8割ぐらいの人がひるがのサービスエリアに寄るんだという話を聞いたことがあります。データ的に取ったわけではないので本当かうそかは分かりませんが、そんな話を聞きました。

南にはこの瓢ヶ岳パーキングエリアということで、郡上市にとって北と南と立派なサービスエリア、パーキングエリアができ、やはり先ほども言ったように、このパーキングエリアに寄ったことによって、ぜひこの高速道路をおりて、郡上市内を観光してみたいなと思ってもらえる方がたくさんできるような施設になることも重要だと思っております。そのままそでお土産を買っちゃって、そのまま富山のほうへ行っちゃうということもありますけど、なるべくそういったところに寄っていただくことによって、郡上市いいなあ、こういうところに行ってみたいなあということになっていただけるような形で、ぜひそういった情報発信をしていただきたいと思います。

今日は最初にお話しいたしましたように、このコロナ禍によってインバウンドが駄目になって、しかしながら、我が郡上市は観光立市ということを掲げております。このコロナによって様々なイベント、もちろん郡上おどり、白鳥おどりができないことによって、観光客も減少していると思っております。

この後、冬のシーズンが始まりまして、スキー、スノーボードのシーズンが始まりますが、まだこのこともどうなっていくかというのは不安な要素であります。そんな中で、ぜひこの国内旅行者がこの郡上市へ来ていただいて、少しでもこの郡上市の地域が潤うようなことになればということを含めて、こうやってきょう、本日、道の駅とパーキングエリアについて質問をさせていただきました。

やはりこの観光立市を旗揚げされている日置市長に、最後にこの所感をお聞かせ願いますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま三島議員から現在進行しております道路のネットワークの整備、特に中部縦貫自動車道、あるいは東海環状道路の西回り、そしてまた、まさにこれから始まろうとしている濃飛横断自動車道の八幡・和良間の整備、こうした道路ネットワークの整備の進行、あるいは近年整備をされました長良川あゆパーク、あるいはもう間もなくオープンされる、やまと道の駅のところのフェアフィールド・バイ・マリオットという積水ハウスが造りましたホテルの会館と、こうしたいろんな要素の中で、既存の郡上市が抱えております8つの道の駅、あるいは東海北陸自動車道沿いにございます瓢ヶ岳のパーキングエリアの施設、あるいはひるがのの施設、こうしたものをどう活用していくのかということで、非常に的確な御指摘をいただいております。

また、特に広域的な観点での連携としては、中部縦貫自動車道の福井県内の整備に伴います大野市の道の駅荒島の郷、こうしたものとの連携という御指摘をいただきました。まさにそうした御指摘のとおりでございまして、いろんなことを進めてまいりました。

御指摘にありましたように、道の駅8つの中で、近年、余力をつけていない道の駅があることも事実でございますけれども、これらも含めて、非常に財政が厳しい中でありますので、にわかにあれもこれもということは約束をいたしません、やはり時代のそうした進展に応じて、整備をしていかなければならないと思いますし、まずそうした物的ハードの整備をする前に、例えば白尾道の駅等で地元の皆さんが新しい農産物等の直売とかというようなことでも活用したいということがございましたけれども、そうしたやはり今できる、そうした活用の仕方を思い切って、従来のもものに付け加えるなりというようなことが必要だというふうに思っております。また、特に御指摘がありましたように、白鳥北部につきましては、あゆパークの整備とともに、現在の白山文化の里については、かなりお客さんが入っていただいているわけですが、ああしたところを拠点に、あそこだけにとどまらず、いわゆる阿弥陀ヶ滝であるとか、石徹白であるとか、こういったところの観光振興なり、活性化ということも非常に必要だと思います。

先ほども商工観光部長が申し上げましたように、特に白鳥北部につきましては、いわゆる広報誌のようなものを作って、私もこれを拝見しまして、なかなかよく考えて力作を作ってくれたなあと思っておりますが、こうしたものを基に、さらにPRをして、たくさんのお客さんに入っていればというふうに思っております。

コロナ禍のもと、やはりこうした自然を求めるといふ欲求は非常に強いものがあるというふうに思っておりますので、そうした欲求に応えられるような振興を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど、繰り返しになりますが、大野市との関係も、これまでも大野市とは非常に良好な

関係でいろんなことをやってまいりましたので、ぜひお話に出てきたようなことをこれからも進めてまいりたいというふうに思います。

また、やまとの道の駅のホテルにつきましては、私も過日、内覧をさせていただきました。おっしゃるように非常にある意味ではセンスのいいホテルかなというふうに思っていますし、当初はもちろんインバウンドの方を主眼にというような説明も受けておりまして、私も心配になってどうされるんですかというふうにお聞きをしましたら、マリオットホテルのほうでは国内の友の会のような、正確な名前はちょっと分かりませんが、友の会のような会員がやはり310万人とかとお聞きしましたが、まず国内の会員の方に取りあえず、インバウンドが今期待できない時期においては、そうした方に泊まっていただくように注力をしていますという力強い御説明をいただきましたので、オープン早々から相当来ていただけるのではないかとというふうに思いますが、しっかりその対応をしていかなければいけないというふうに思っております。

もう既にやまとの道の駅等、大和総合開発の水野社長等中心にいろいろな受け入れ体制は打ち合わせをしておっていただきますので、これからも市もしっかりサポートをしながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、いわゆる東海北陸道沿いの特に瓢ヶ岳のパーキングエリアの施設整備等についてもおっしゃるように、非常にこれから東海環状の西回りが入ってきますとやはり非常にこれまたいい環境を迎えるというふうに思いますので、しっかり整備をしてまいりたいというふうに思います。

いずれにしろ、きょう、御指摘をいただいたような施設は全て御指摘があったように、対外的にも郡上市の印象をまずは印象づけるものでありますので、しっかり整備をして、郡上へ高速道路であればやはり降りてみたいなど、あるいはそれぞれの道の駅も、そこを拠点にいろいろ居たいなどという気持ちを持ってもらえるようにしたいというふうに思います。

それから、もう一つですが、道の駅については、今進めております郡上市内の小さな拠点とネットワークというようなことで、いわゆる防災とかコミュニティとか、そういう機能もこれから担うべきところも出てくると思いますので、そんなことも考えながら整備をしていきたいというふうに思います。ちょっと超過はしましたが、よろしく願います。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 6番 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) このコロナ禍によって大変先が見えない、沈んだ世の中ではありますが、きょう、こうやって市長からも答弁をいただきまして、明るい先が見えるようにということで、またいろんな取組をしていただきたいと思いますと思ひまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。お願いします。

(午前11時57分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 原 喜与美 君

○議長（山川直保君） 8番 原喜与美君の質問を許可いたします。

8番 原喜与美君。

○8番（原喜与美君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回も1点のみとさせていただいておりますが、よろしくお願いをいたします。

市内山林の本格的な整備推進についてお伺いをいたします。

近年の異常気象は想定を超える現象が続いており、地球温暖化の影響が少なからず関係しているように思われますが、豪雨による河川の増水は、過去の増水時とは異なった現象となっているのが現状であります。この増水、また、氾濫の状況は、単に異常気象だけではないと思われます。

ここで、本年7月の豪雨で被災をされました方々には心からお見舞いを申し上げます。

特に山の土砂崩れは、昭和30年代後半から50年代にかけて植えられました人工林が対象となって、全国各地でこれらの人工林で土砂崩れが発生しているように思われます。新聞報道等でも行われておりまして、ある紙もこのトップ記事で載せておりますが、この人工林が土砂崩れの発生の原因になっているように思われるということでございます。これらは、植えられた杉や、また、ヒノキなどの植生にも関係をいたしますが、第一に考えられるのは、植林をされた人工林が間伐や枝打ちなどの保育管理がしっかり行われていないのが最大の原因かと思われます。その背景には、木材価格の長期にわたる低迷が山林所有者の山林や木材販売にかかる熱意の低下に拍車をかけ、山林自体を放置状態にしてしまっているのが実情であります。

山林面積が市内の9割を示す本市にとりまして、その50%以上の5万ヘクタールがこの人工林であります。この壮大で緑豊かな山林を、悪者といいますか、いわゆる邪魔者や厄介者にしないで大いに活用し、市にとってまさに宝の山となるようにしなければならぬと考えます。

そこで、熱意の冷めた山林所有者に呼びかけを行って、市の「郡上山づくり構想」——通告では「100年先の森づくり構想」としておりましたが、訂正をお願いしたいと思います。この「郡上山づくり構想」にあるゾーニングに基づいての積極的な働きかけと取組をしていかなければならないと思います。森林組合や林業事業者を主体に、郡上森林マネジメント協議会の力を結集し、国や

県の森林環境税や森林環境譲与税などを有効に活用して、一日も早く人工林の主伐を含む保育整備に手がけ、山林の価値を上げるとともに、洪水や土砂崩れによる災害防止に役立たせることが重要かと思われます。

そうしたことから、市の山林全体といたしましては、今言いました「郡上山づくり構想」にあるゾーニングに基づいて整備することといたしまして、当面は、この人工林を中心とした整備に特化する必要があると考えるわけであります。繰り返しになりますが、山林所有者や市民の皆さんが、山林に対する気持ちが希薄になっている今こそ、山林作業の集約化が容易ではないかと思われるわけでございます。人工林が多い林班や地域を主体に、山林所有者に呼びかけを行い、作業区域の集約化、そして団地化を図って、林道及び作業道等の路網の整備を進めて、山林全体の健全化に努める必要があると考えます。

また、切り出した木材は市内の木材加工場へ出荷をし、少しでも木材の価格と価値を上げて、山林所有者へ少しでも還元ができれば一番の理想と考えます。

また、市内の大手加工場では、大径木の加工ができるよう、整備もされたと聞いております。

人工林それぞれの具体的な整備内容につきましては、樹種や、また、林齢などいろいろありますので専門家の意見に委ねますが、切り出される木材は全て利用が可能となれば無駄は少なくなりますので、大いに活用すべきと考えております。

人工林の整備につきましては、山林所有者が一任をされれば皆伐して再生林を行い、しっかりと山林としての利活用ができるように整備をすることが理想であり、そうすべきと思いますが、その他の山林は、なるだけ皆伐を避け、強めの間伐を行って、山林所有者がその後の手入れをしなくてもよい状態にすることが必要かと私は考えます。残した樹木は大径木になりますが、そうすることによって下草も生育し、水源涵養やCO<sub>2</sub>の削減などの山林の多様性を大いに生かすことができます。

現在は、大径木の利用価値が少ないようではありますが、山の手入れが小まめにできない山林所有者や、また不在地主には、最もふさわしい方策ではないかと思われます。これは、立地条件の悪い場所の人工林についても同様かと思われます。また、最近は環境保全の点から、伐採後の天然更新の方法も多くなっているようですので、これらも選択肢に入れるとともに、針葉樹ばかりじゃなくて広葉樹の植栽に転換するなど、市の「郡上山づくり構想」に基づいて、山林や地域ごとに実施していかなければと感じます。

また、全く無関心な山林所有者にとりましては、森林経営管理制度の導入も視野に入れて事業を推進しなければと思います。私は、この森林経営管理制度そのものは、あまり推奨はしたくはございませぬが、作業区域の集約化や団地化をするには、その支障をきたす場合やむを得ないと思いますので、この制度の導入を図って推進はしていただきたい、かように思います。

市では、いろいろな山林に対する事業を計画し、実施をしておられますが、まだまだ実践者が少ないように思われます。市の事業の内容については、人工林の整備も含まれ、詳細な内容の事業が組まれておりますので、これらの事業を積極的に山林所有者にPRし、事業面積の拡大を図っていただきたいと思います。

そこでお伺いをいたします。市では、山林に対するいろいろな施策を講じられておりますが、災害防止の観点からも、人工林の整備を最優先にして実施すべきと思っておりますが、次年度に向けまして、どのような対策を計画されておられるのかお伺いをいたします。よろしくお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 原喜与美君の質問答弁を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 失礼します。それでは、原議員さんの御質問に対してお答えをさせていただきます。

幾つか御質問内容が、御指摘、御提案という項目が幾つかございますので、それらにお答えしながら、最後に次年度に向けての計画、方向性についてお答えをさせていただければというふうに思っています。

まず1点目、御指摘のとおり、災害の多発、いわゆる管理不足の森林ということですが、木材価格の低迷や不在地主の増加等により森林への関心が薄れて、手入れのされていない特に人工林が増えております。手入れのされていない人工林は、いわゆる過密状態となって林内へ日差しが入らなくなり、その結果、下層植生が失われて、表土が流出しやすくなってきます。これは、放置される期間が長ければ長いほど表土の流出は顕著になり、災害リスクが高まっていくということとも言えると思えます。

次に、人工林の整備ということが一つのテーマでありますので、市内の人工林の状況について御報告したいと思っておりますが、市の森林面積は9万2,398ヘクタールです。そのうち、国有林を除く民有林は8万9,930ヘクタール、全体の97.3%です。この民有林のうち人工林は4万9,696ヘクタールで、民有林は、いわゆる市有林、県有林、財産区の公有林と、全くの民間のお持ちになる、いわゆる私有林がありますが、民有林のうち私有林は8万1,416ヘクタール、うち人工林につきましては4万1,164ヘクタールと、これは全国の私有林の中では3位の面積ということでもありますし、まずターゲットとして、この面積が一つの課題になるというふうに考えております。

また、市内の森林ゾーニングということですが、市におきましては、いわゆる森林整備を進める上で、平均傾斜が30度以下、割と緩めで穏やかで、路網から300メートル以内というような、木材生産に適しているような森林を木材生産林としておりますし、反対に、急斜面であったり路網から遠くて、また、保安林等を含むような保全要素があって、山地災害のリスクへの配慮が必要な森林

を環境保全林としております。面積としては、木材生産林は3万4,643ヘクタール、うち人工林が2万1,701ヘクタールになりますし、環境保全林は5万5,287ヘクタール、人工林として2万7,995ヘクタールですので、災害観点、手入れのされていないという、特にこの環境保全林の人工林2万7,000が一番直近のターゲットというようなことを考えております。

あと、いろんな御提言の中で、そういう手入れが進まない中では山林所有者への還元と、それが無関心を呼び、ということですので、当然森林経営が自然な経済活動の中で植えて材価になって、そのためにしっかり手入れをするということが本当に一番理想的なことではあります。残念ながら、現在は昔の材価と違って、今は外国産材が非常に多く入っていると、また国内においても、木造建築の件数も非常に最盛期と比べては半数以下に減っておるとい状況がございしますので、なかなかかつての木材単価へ復活するということは困難な状況であると思っております。

参考までに、林野庁が毎年森林林業白書を出しておりますが、国内の木材供給量に占める国産材は32.4%であります。残りは外国産材ということですし、また、住宅の着工件数は、一番多いときが昭和48年で着工自体が191万戸、そのうち木造住宅が112万戸と、住宅の約59%が木造住宅であると、直近の30年度におきましては、着工件数は94万戸、うち木造は54万戸と、木造建築率としては57%と、最盛期と比べて大差はないんですが、やっぱり全体のパイが少なくなっておるといことは一つございします。

また、県内市内におきまして、昨年までは消費税増税前のいわゆる駆け込み需要ということで、住宅件数が多かったです。今年はコロナ禍ということもあって、県内市内の着工件数も非常に減少しておるといことです。今年の4月から7月までの一戸建て木造住宅の着工状況につきましては、県内が2,305軒、前年と比較して349軒の減少です。市内におきましても38軒、16軒の減少ということがございします。ですので、側面的な形としては、先般の9月補正においても、市の対策としては市産材住宅等の支援事業について、より市産材を使っただけけるよう、市産材利用が90%以上の場合は、さらに20万円かさ上げをする、また、増改築についても、これまで上限額が20万円であったところをかさ上げして30万円に引き上げるという形のところで、側面的ではあります。が、できるだけ木材需要の喚起に努め、木材単価の上昇を図っていきたいというふうに思っております。

また、山林所有者ということであれば、単価の増もそうですが、やっぱりその経営面積の中で、できるだけ材を出していくという形の施策もこれは必要なことですので、御提言のあったように、できるだけ山から少しでも材が出るように、郡上市の中では県の森林環境税を活用して、未利用材搬出事業、搬出1トン当たり3,000円の補助ということですが、こちら28年は125トン、29年は160トン、30年は500トン、そして昨年度は620トンという形で、できるだけ材が出る形の実績は上がっておるといことです。さらには、郡上の林業経営の中で、やっぱり材をお使いいただく大型

の製材工場が27年から本格稼働をされて、郡上の材を受けていただいておりますということですし、大径材というのが今後の中では長伐期施業の中でおそらく出てきますが、そういった受入れについても、議員の御質問にありましたとおり、現在、大径材を引き受ける設備の整備をこの製材工場のほうで実施されておりますので、今お聞きしている範囲は、年度内の中では完了すると、それが済めば大径材の引受けが始まってくるのではないかとということで、大いに期待をしているところであります。

あと、強度の間伐というような、強めの間伐というような御提案もありましたが、こちらにつきましては、一つはできる場所とできない場所があって、ケース・バイ・ケースかなというふうには考えています。総体的に過密林はどうしても密植して一本一本がひよろひよろしておりますので、その状態で強めの間伐をして、要は多く木を切り過ぎてしまうと、どうしても風通しをもちに当たるということがあって、風や雪に弱い森林になってしまう可能性はあります。こういったことは前から御意見としては聞いておりますので、昨年の国要望の際にも、できれば間伐の補助事業での率を引き上げるようなこと、今ですと面積が30%以内、そして材積が35%以内という決めが補助事業の適用ですけども、できればこの基準を引き上げていただけないかというような要望もさせていただきましたが、残念ながら今のところ、この基準と、国の考えは、間伐はあくまで主伐のための間引きというか、そういうことなので、それ以上をすることは間伐ではなくて、主伐、択伐に入るといようなお考えがあるように感じました。ですので、一般的には災害防止と、林業経営を併せた観点でいうと、国の県の補助事業を活用する範囲の中での間伐が望ましいかなというのは思います。ただし、高齢級の林の中では、もう既に優劣が進んでおって、すごいしっかりした木があって、あとがいわゆるひよろひよろというようなケースはありますので、こういったケースは、御提案の強めの間伐というか、そういう伐採をするということは進めていってもいいのではないかとこのように感じております。こちらはケース・バイ・ケースということで御理解いただければと思います。

次に、天然更新ということですけども、天然更新については、一応県の指導基準ですと、皆伐後5年以内に樹木の高さが50センチ以上、それらがヘクタール当たり3,000本以上となる、これを天然更新の完了と指導をされていますが、現実的には、これはなかなか理想通りにはいかないということでもあります。天然更新という形の中で、全く手も入れずに切った後そのまま放置をされますと、切った後の木の根株が腐ってきて、結果的には山林の持つ保持力、そちらが弱まって、かえって災害のリスクが高まってくるということがあります。確実な災害防止ということになると、やはりこれは確実に植林をしていただいて、しっかり地盤を保持していくということが必要であるかと思えます。植林しても、なかなか獣害とかそういうことのケースはあります。特に、鹿が多いということではありますが、これは平行して、市として鹿の捕獲の強化をしておりますが、追いつかない状況もありますので、後は、ツリーシェルターとか切り資材の散布とか、そういうことも努めながら植

林をしていただければと思います。ただ、またこれもケース・バイ・ケースでありますので、あくまで災害リスクの少ないような、なだらかなところというところについては、たとえ天然更新が時間がかかっても、これは災害リスクが増えるわけではありませんし、生物の多様性という観点の中から多様な森林環境が生まれるということですので、そういったことも方法の一つだと思います。なお、植林は、人工林、いわゆる杉、ヒノキだけじゃなくて、広葉樹も可能でありますので、そういったことを御活用いただければと思います。

次に、森林経営管理制度ですけども、こちらについては昨年からは始まった制度ということで、森林所有者の責務以外に、御提案のあった不在地主とか相続未登記とか、なかなか手入れができない中で、市がそういった森林の経営管理をできる道が開けたという制度でありますし、そういったことを実施するために、財源として森林環境譲与税、6年からは森林環境税になりますが、そういった財源の手当てもされております。郡上市としては、このことを元年度から始まりましたが、30年度時点でこういった制度が始まる、財源もあるということを見越して、災害防止の観点から、災害リスクの高い森林として環境保全林の37か所を把握しております。内訳は、八幡15、大和8、白鳥6、高鷲1、美並1、明宝2、和良4です。これらを、この森林経営管理制度を活用して、市として積極的に整備をしていきたいという計画を立てており、初年度であります去年につきましては、八幡の初納、白鳥の向小駄良2地区を対象に、対象面積53.7ヘクタールでの意向調査をして、最終的には地権者同意を得た上で37.88ヘクタールのいわゆる経営管理権、市がその森林を経営していく権利を取得しております。この経営管理権は10年という期間になりますので、その期間の中で、2年度は今、今度は境界の明確化ということを進めておりますし、適切な施業方法を決定してから、主に人工林の間伐を行いながら、林内に日差しが届き、下層植生を回復させて、災害に強い森林づくりを行っていく予定としております。その他、今年度2年度は、先の先行した2地区以外に4地区、大和、白鳥、八幡で意向調査を実施して、順次経営管理権の取得に努めていきたいというふうに考えております。

あと、各種事業でいろんなことをやっておるけども、ちょっとPR不足ということが、叱咤がございました、激励がございましたので、ちょっとこの場でやっておる事業をお話をしたいと思います。郡上市の場合は、そういった災害防止も含めた森林整備ということで、例えば事業者の方については造林推進事業ということで、既存の国県補助事業では68%程度の補助を、間伐だけは80%、それ以外の行為については基本90%に引き上げるようなかさ上げ事業をして、ぜひ経営農林の中で、そういった施業が進むような支援はさせていただいております。ちなみに、令和元年度の決算額としては8,007万2,000円ほどの決算でした。それ以外にも小規模森林という形で、なかなか国県補助事業では小規模の事業面積は採択されませんので、そういったところの整備も進むように、市単の補助事業として支援をさせていただいております。こちらは、元年度実績で237万6,000円ほどです。

あとは、災害ということが大きなテーマですので、各自治会からいろんなところで近隣の山のところで倒木があるとか、そういった御要望がありますので、そういうものに対応できるように、昨年森林環境税を財源として風倒木等林内処理事業ということで、森林内の谷筋に存在する、大雨によって立木が流れて、災害のリスクがある風倒木の搬出、これらを未然に防ぐという事業を開始しました。去年は、当初予算500万円で、結果的には2地区で決算額が465万2,000円です。今年は、そういった御要望に応えるように、当初予算の段階で500万円から1,000万円に増やして、できるだけこれらに努める、このことについても多くのところから、今、要望が上がってきておる状態です。

もう一点は、生活保全林整備事業ということで、これも森林環境税を利用した事業になりますが、これは、森林造林の中で生活保全林、郡上市全体で5,496ヘクタールありますが、いわゆる人家、農地周辺の整備されていない、大雨とか風によって危険を及ぼすおそれのある森林の皆伐や間伐の森林整備を行う事業ですが、こちらにつきましても、令和2年度の当初予算で10か所、1,000万円を計上しましたが、これも先の9月補正で要望箇所が多くて、最終的に14か所、1,898万3,000円増額した3,000万円近くの予算規模になっておるといことです。ですので、ぜひ、こういった特に速やかにできるという観点では、自治会、町会を通じて、こういった新しい事業のところは強力にPRをしながら、ぜひ御活用いただければというふうに思っております。

最後に、今後の計画、施策方針ということですが、こちらはやはり22年の3月に策定した「山づくり構想」の理念に従ってということです。基本方向は、「安心」・「循環」・「活力」と3つのキーワードですし、基本的施策としては、8項目挙げておりますが、その一丁目一番地というか、その中で災害に強い山づくりということは、何よりも重要なことだと思っております。そういった形の中で、災害も含めた森林整備ということであれば、やはりゾーン分けをした木材生産には、民間の経済活動で進むような後押しということになりますし、なかなか経済性の成り立たない、ただし災害リスクもあるような環境保全林は、経営管理制度とか自治会対応ができるような、そういった制度で御支援をして整備をしていくということです。いずれにしても、1つの項目というよりは、木を見て森を見ずということのないように、それら横断的に複合的な施策として有効なものを、次年度の予算編成に向けても検討しながら進めていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) ありがとうございます。山林に対するいろいろな事業を状況に応じ積極的に取り組まれ、また、地域をまとめて推進をしてみえるということで感謝を申し上げます。

支援の方法につきましては、事業者支援をする方法と、また、山林所有者に木材価格が低迷しておりますので、少しでも還元できるようにという支援と2通りあるかと思いますが、今回私が

特にこの人工林の管理についてお尋ねしておりますが、人工林は、山林所有者が、もともとは将来に大きな夢を抱き、せっせと植林をし、一生懸命保育管理をしてきたものでございます。この郡上市にとって重要な財産になるよう、将来に向けてしっかりと管理をしていかなければということで、先ほども申し上げましたが、邪魔者や厄介者扱いにならないようにということでお願いはしたいということでございます。

少し申し上げますが、一口に人工林と言いましても、今、部長の答弁にもありましたように、伐期の到来しているものから、また、保育段階のものから、多種多様でございます。それぞれ山林所有者との距離が必要であろうかと思いますが、山林所有者が今後しっかりと山林の保育に関する維持管理がしていただけるのならば、今お話しありましたように、どのような政策を打つことも可能でございますが、所有者が山林に対する熱意がない場合、または不在地主等々については、この先ある程度手が加えなくてもいいような山にしておくという必要があるかと思っております。そこで、今、答弁にもありましたが、森林経営管理制度、これは私、本当は推奨したくないと先ほど申し上げたのは、ほかでもないが、事業者だけが懐が、というようなことにならなければというのを懸念して、そういう発言をしたわけでございますが、本来はこれがないと、やっぱり無関心の方や、または不在地主の方々がみえると、団地化とか集約化ということには、これはもう本当に難しいこととなりますので、この制度をうまく活用されまして、そしてしっかりと市内の森林を守っていただきたい、特に私、郡上森林マネジメント協議会が発足されましたが、この組織に大きな期待を寄せております。この組織が、市内の山林の維持管理をしっかりとしていける組織としての体制づくりをしていただきたいというふうなことを切に思っております。そういうことによって、市内の山林を健全な姿で未来の子どもたちに引き継いでいくということが大切かと思っております。

最近新聞で知ったことなんです、この現在のコロナ禍の影響もありまして、都会の人々が山に関心を持たれるようになって、都会の人々が山を取得、購入されるということですが、取得されるような状況が全国的に広まっているようでございます。しかし、この都会の皆さんの思惑は、自分たちの都合で山林を取得されるということであって、私が申し上げたい本来の山の恵みとか山の働き、こういったことは無視をされて利用されるのではないかと、そこから起きる環境破壊というようなこととか、または先ほどから申し上げております団地化などをする場合のまた支障にならないか、そういうことも心配をしてニュースを聞いておりました。市内の山林の健全な保全対策に力を入れていただいております、答弁にもありましたように、今後ともしっかりと山林に対する施策を講じていただいて、山林所有者にはしっかりと周知をしていただき、郡上市内の山林を守っていただくことの施策を講じていただけることを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩をいたします。再開は1時45分を予定いたします。

(午後 1時35分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時45分)

---

◇ 森 喜 人 君

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君の質問を許可いたします。

12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきたいと思います。

コロナ禍の中で、本当に、80年に1回の、もしくは何年に1回といいますか、大変な中で、いろいろと考えさせられることが多いなというふうに思いますけれども、1つ目の質問は、誹謗中傷、偏見、差別、いじめについてということでございます。

ウイズコロナの中、第1波が何とか落ち着き、秋冬には第2波と誰もが思っていたんですが、思いもしない夏の猛暑の中、その第2波が到来してしまいました。加えて、秋冬の第3波は確実に訪れるであろうと誰もが懸念をしているわけであります。

郡上市では、まだ1人として感染者は出ておりませんが、その時は訪れるのではないかと心配をしております。そして、初めての対応に混乱し、医療関係者にも緊張が走るのではないかとこのように思います。

日本国内で唯一感染者がゼロをキープしていた岩手県でも、初めの1人が出てしまいました。達増知事が、県民に誹謗中傷がないように強く訴えましたけれども、SNS等を通じて多くのそれが飛び交ったわけであります。誰もが感染の可能性を秘めており、いくら防備をしても防ぎきれぬものではありません。いわれなき誹謗中傷や偏見、差別、いじめを受けることがあってはならないというふうに思います。

そこでまず、学校での教育という点についてお伺いをしたいと思います。

新型コロナウイルスに関して、誹謗中傷、偏見、差別、いじめなどいかに対応しているかということをお聞きしたいと思います。

さらに、実際、コロナ禍中だからこそ、多くのことが考えられていると思いますので、そのほかのこの内容についてもお聞きをしたいと思います。つい先日、テニス全米オープンで、大坂なおみ選手、僅か22歳であります。2度目の優勝を果たしました。最初の優勝時は、ウィットに富んだ、本当にインタビューに心をわしづかみされましたけれども、今回は別次元の感動を覚え、日本人と

して誇りに思ったのは私だけではないというふうに思っております。彼女は、黒人への理不尽な暴力と差別がなくなるという現状を訴えるため、決勝までの7試合で7人の犠牲者の名前をプリントした黒いマスクを用意し、「あなたはどんなメッセージを受け取りましたか」と世界に問いかけました。彼女は、カリブ海の島国、ハイチ出身の父と日本人の母を持ち、3歳で日本からアメリカに渡り、父からはハイチの歴史を学ぶなど、人種やマイノリティーの少数派の問題に理解を深めてまいりました。優勝後はツイッターに祖先への感謝をつづり、「彼らからの受け継いだ血が体中を巡り負けるわけにはいかなかったと思わせてくれた」と明かしました。日本人は、そして子どもたちは、この言葉を聞いて何を感じたのでしょうか。大坂なおみ選手の祖父は、インタビューに答え「大変勇気のある子だ」と言っていました。そして、大坂選手は「皆さんが考えるきっかけになれば」と語りました。そして、そのほか地球上には様々起きている差別があります。外国人に対する差別、肌の色、宗教、また民族の違いにおける差別、また、日本特有の差別もあります。男女差別、最近では、LGBTというものに対する差別もあります。そうしたことに對しても、いかなる教育を施そうとしておられるかということをお聞きしたいと思います。

ただ、やってはいけませんという声かけではなく、現実を知って、しっかりと対応できる人にしてほしい、育ててほしいというふうに思っております。知っていて言葉や行動に出すのと出さないのは、天地の差があるわけであります。そうした意味で、教育長にこの答弁をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えさせていただきます。

誰もが感染することが心配であり、誰でも感染するリスクがあります。感染者やその家族、また医療従事者やその家族などに対する偏見や差別は決して許されるものではありません。

郡上市では、4月当初から児童生徒・保護者に、文書やメール、ケーブルテレビなどで、新型コロナ感染に対して正しい行動を取ることを、差別をしないことを訴え続けてまいりました。

県では7月9日、岐阜県感染症対策基本条例が施行。その中で、感染者、医療従事者への不当な差別、誹謗中傷があったことを踏まえ、こうした行為の禁止を規定しています。学校だけでなく、県民全てがこうした差別を許さない姿勢を示すことを求めています。

8月25日、文科大臣が、「新型コロナウイルス感染症に関する差別、偏見の防止に向けて」というメッセージを、児童生徒と親・学生の皆さんへ、教員をはじめ学校関係者の皆様へ、保護者や地域の皆様への3者に向けて発表しました。

9月1日には、岐阜県知事、市町村長が連名でストップ「コロナ・ハラスメント」宣言を発表。コロナ・ハラスメントの実態と、思いやりと感謝の大切さを訴えています。これらのメッセージとともに、学校では、全校放送や学級活動、道徳の授業などで指導をしています。また、子どもや保

護者がいじめ、偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、24時間子供SOSダイヤルなどを周知しております。

何よりも、教師が児童生徒に寄り添うことを基本に、個別面談や児童生徒・保護者へのアンケートなども活用し、児童生徒の不安や悩みを把握するよう努めることが大切だと考えております。このような取組を、1回で終わりではなく、あらゆる機会を捉えて繰り返し行っていくことを指示しております。

続いて、コロナ差別だけでなく、様々な差別についての教育についてお話しします。

命と人権を大切にすることは、学校教育の根幹をなすものであり、教科、道徳、特別活動など、全ての領域で指導されています。

例えば、中学校、社会科公民分野では、人権と共生社会の単元で、部落差別、アイヌ民族への差別、在日韓国・朝鮮人への差別、男女平等、性の多様性への理解、障がいのある人への理解、在日外国人への理解など、具体的な例を挙げて学習が仕込まれています。

道徳科では、思いやり、感謝、相互理解、寛容、公正公平、社会正義、生命の尊さ、よりよく生きる喜びなど、多くの内容項目で人権の大切さを取り上げて学習しております。

特別活動では、なすことによって学ぶが重視されており、具体的体験を通して人権の大切さを学ぶ。実際に学級内でいじめが起きたとき、話し合い活動をしたり、児童会、生徒会活動で障がいのある方やお年寄りとの交流活動をしたり、互いを認める挨拶運動を広げたりしております。

郡上市教育委員会では、平成23年に、命の教育カリキュラムを作成し、肉体的な生命「命」と、精神的な生命「人権」を大切にすることを推進してまいりました。この中で、3つの大切な命として「かけがえのない命」「支えあう命」「輝く命」を掲げ、全ての教育活動で具体的な指導例を挙げています。令和2年、本年3月には、命の教育カリキュラム改訂版を作成し、さらに具体的な指導案などを付け加えております。この取組は、全国的にも先進事例の1つであると考えています。

郡上市の教育が、命と人権を何よりも大切にしていることを示しております。

私は、全ての教育活動の基盤に、命と人権を大切にすることがなければ教育は成り立たないと考えております。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） 郡上市の教育は本当にしっかりされているなということを感じさせていたいただきましたけれども、私も今の時に生きていければよかったのかなと思うんですが、私も嫌な体験をしておりまして、大学に入ったときに、私はちょっと浪人が長かったものですからあれなんですけれども、同じ大学の3人で話す機会がありました。その時に、大阪のお二人だったんですが、片一方のほうは、今言われましたいろんな部落問題とか等も研究をしたと、非常に部活動で楽しかった

という話をされていたことがありました。その時に、もう一人のほうは、実はそういった子だったんですね。対象の子でありました。そういう意味では、本当にそういったことを軽々しく楽しみながら勉強してほしくない、涙ながらに話をしておられましたけれども、私は何があったんだろうとってびっくりしたことがあったんです。ですから、この郡上で、私が聞く耳がなかったんだろと思うんですけれども、本当にそういったことを知らずに、この大学で非常にショックを受けたという経験があります。

知らないということは最大の罪であると、私はその時に思いました。

そして、こういった話をするにあんまり広めないでくれとかいう話もあります。臭い物に蓋をするだけでは、物事は解決しないと私は思います。そうした意味では、今言われましたように、しっかりとした教育を子どもたちに施していただきたいというふうに、さらに思っておりますのでよろしくをお願いします。

さて、今度は市長にお伺いします。

市民にいかに理解してもらおうかということなんです、子どもよりも大人のほうが難しいというふうに思います。これは、学んでいないこともあるかもしれません。また、世間が狭いということもあるかもしれません。また、そういった人間関係がもう常態化してしまっているという諦めもあるかもしれません。

日本において、郡上市において、世界の現実を理解することは極めて難しいということもあると思います。

この誹謗中傷、偏見、差別、いじめという中で、この最大の特徴は、いじめたほうの人は無自覚であったり、覚えていないことが多いんですけれども、されたほう、いじめられたほうは傷つき、生涯忘れることができないんです。これは、本当にそうだと思います。

日本の国民性を表すジョークを1つ紹介したいと思います、沈没船ジョーク、御存じの方がみえるかもしれません。世界各国の人々が乗った豪華客船が沈没をしかけています。しかし、乗客の数に比して脱出ボートが足りません。したがって、その船の船長は、乗客を海に飛び込ませようと思えます。さて、船長が各国の人に放った言葉とはどういうふうだったのでしょうか。

まず、アメリカ人に対しては「飛び込めばヒーローになれますよ」と。また、ロシア人に対しては「海にウオッカの瓶が流れていますよ」と。ジョークですからね。一応お願いしますね。それから、イタリア人には「海で美女が泳いでいますよ」。それから、フランス人には「決して海に飛び込まないでください」と言う飛び込むというんですね。それから、イギリス人には「こういうとき紳士は海に飛び込むものです」。それから、ドイツ人には「規則ですから飛び込んでください」と。それから、中国人に対しては「おいしい食材が泳いでいます」。それから、韓国の人には「日本人はもう飛び込みましたよ」と言う。それから、北の方々には「今が亡命のチャンスです」。そ

して、日本人には何と言うか。日本人には、「皆さんはもう飛び込みました」と言うと、みんなどんどん飛び込んでいくというわけです。これは、ジョークのようで極めて本質をついているのではないかなと思いますけども、日本人の行動をうまく言い表しているなというふうに思っています。自分の判断より人と同じ行動を取ることを優先させる。人に合わせてある面ごまかしてしまうということもあるかもしれません。そしてこのことが、言ってみれば同調圧力につながる。同じことをしなかったら仲間に入れてもらえないということがあるかもしれません。少しでも違うことを考え行動するのは、批判され、誹謗中傷、偏見、差別につながるわけです。日本人の国民性と言っても過言ではありません。また、郡上人はなおさらだと私は感じています。

さらに、日本人の文化というのはどういう文化か。日本人の文化は恥の文化であると、こういうふうに言う人がいます。欧米の文化は罪の文化であるというふうに言います。日本人は、人の目だけを気にして行動するが、欧米人は、見えない神の目を意識すると。個人が特定されない、先ほど言いましたけれども、SNS——ソーシャル・ネットワーク・サービス——などは、日本人にとって最も利用しやすい鋭利な武器になります。SNSの使い方も含めた対応が必要ではないでしょうか。これは、ネットリテラシーというものに対する教育が必要ではないかというふうに私は思っております。

初めての新型コロナ感染者に対しても同じことが言えるのではないかと。感染者や医療従事者に対する偏見や誹謗中傷をなくすためにどのように対策をしていくか。既に、市長におかれましては、ケーブルテレビ等で訴えておられますし、自治会連合会でも共通意思を表明しておりますが、市長のさらなる所見をお伺いしたいと思います。

最後に、愛知県の豊橋市、先ほど県の条例化という話がありましたが、愛知県の豊橋市では、この9月議会で条例化を目指しているという情報が流れています。市長はこのことについてもどうふうにお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。お話がありましたように、きのう現在までで、岐阜県では、全体で596人の感染者が確認をされたということですが、岐阜県内6市町村、その中に郡上市が含まれているわけですが、おかげさまで、現在までは、郡上市では感染者が確認をされておられません。しかし、このことは、本当におかげさまでという言葉がふさわしいと思いますけども、よく岐阜等へ行って、郡上市の人は頑張っているねと、しっかりやっているねということも声をかけられますが、もちろん、市民の皆さんが自らの行動を慎み、そしてまた、しっかり防御対策を講じておられるということもあるんですけれども、また、郡上市のおかれた地域的な条件とか様々なことが作用して、今日までおかげさまで感染者が確認されていないということだと思います。できるだけ、こういった状態を続けたいと思いますが、きょうでもあすでも感染者が

確認されても不思議ではないと。もし、そうした形で感染者が確認されたとすれば、私たちはそれを粛々と受け止めていき、感染された方に対する思いやり、そしてまた、こうした今、コロナ禍の中にあって、病院関係をはじめいろんな形で取り組んでいらっしゃる皆さんに、感謝と敬意を表さなければいけないというふうに思っております。

先ほどもお話ししましたように、岐阜県では、知事と42市町村長の連名でストップ「コロナ・ハラスメント」という形の宣言もさせていただき、呼びかけもさせていただいています。私は、やはり、誰もが感染をされた方になってもおかしくないという、そういう想像力といますか、共感力、思いやり、これが大切だというふうに思っております。いつ自分がかかるか分からないと、かかった人は大変だという思いを持って、誹謗中傷、いじめ、あるいは、いろんなデマ、そうしたことを慎まなければいけないというふうに思っています。もし、郡上でそうしたことが起こらないとすれば、このことこそ、郡上が真に誇れることだというふうに思います。人間の力でそうしたものを防げる、防いでいると、やらないでいるということが郡上の誇りであり、そうした誹謗や中傷やいじめやそういうものがない地域こそ、また、その地域の品格、品性というものの高さを示すものであり、誇りに思えることだというふうに思います。

私はそういう意味で、ぜひ、市民の皆さんに、そうした考え方を、今回のコロナに対するそうした心の構えといますか、そういうものをしっかり持っていただきたいように、この場もお借りして呼びかけをしたいというふうに思います。

幸いにして、先ほどもお話がありましたように、これは、市から頼んだわけではなくて、明宝の自治会、あるいは高鷲の自治会、そして自治会連合会の皆さんが、本当に「S t o p ! コロナ差別」ゼロで優しい地域をつくろうという呼びかけをされております。このことは、非常に有り難いことだというふうに思います。こうした自治会の力もお借りをしながら、しっかり私たちも市民の皆さんに呼びかけていきたいと思っております。もし、万一、そういうことがあれば、市民課に、今、人権の相談の窓口がございまして、そうしたところへ御相談をいただきたいと思っておりますし、さらには、いろいろ貼り紙とか、いろんなことを世間では言われておりますが、そうしたことの中で、しっかり、警察に、例えば、お知らせをして対応していただかなければいけないというような毅然たる態度を取ってやらなければならないケースもあるかもしれないということも含めて、市民の皆さんには、しっかりこうした感染防止はもとよりであります。万一、出ても、そのことは誰にも起こり得ることという、そうした気持ちを持って、このコロナ・ハラスメント、コロナ差別だけは起こさないようにということ、しっかり皆さんにも気持ちを持って対応してもらいたいと、そのことを強く呼びかけをさせていただきたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番(森 喜人君) コロナ禍でありますので、大坂なおみさんもそうだったみたいですが、やっぱり、コロナで自分で1人で訓練といいますか、練習をする中で、考える機会が多かったみたいですね。そういう中で、こういった英断といいますか、そういった話もあります。そうした意味で、今、コロナの話にもありましたけれど、いろんな差別についてもしっかりと学ぶ、また、考える機会をつくってもらえれば良いなというふうに願っております。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

新型コロナ禍中の企業の状況、求人状況というようなことでございます。

雇用調整助成金というのが国から出されるわけですが、12月まで延期になっております。さらに来年以降になると、ちょっと少し何割か減らされてというような話もありますが、そして、持続化給付金と併せて何とか倒産件数を減らすための国の方策が打たれているわけですが、けれども、これは、リーマンショックの時に、この反省として、やっぱり会社を一度潰してしまうとなかなか立ち上がれないということで、何とか会社を維持するということの表れであります。そうした状況下の中で、郡上市内において、今までの市内の倒産件数、そしてそれに準ずる件数といいますか、準ずる件数というのは、これを機に閉めようかというようなことだと思っております、そういった件数があるのかどうかお聞きしたいと思います。

そして、コロナ禍中、順調というとおかしいかもしれませんが、順調な企業、そしてそうでない企業の職種等が分かれば教えていただきたいと。

世界では、実は一人勝ちしている会社があるんですね。これは、G A F Aといいます、IT関連の企業です。G o o g l e だとか、A p p l e、F a c e b o o k、A m a z o n、これ、G A F A というんですが、こういった企業は、今でもしっかりと実績を上げているということになります。中国のファーウェイとかアリババなんかもそうなんですが、これがまさに、今後の米中対立につながっていく構図だということを言われていますが、日本は、こういった分野はガラパゴス化しております、見過ごしてきた分野でありますけれども、国内でも、例えばワークマンという働く人、建設業とかそうした方が働く衣料、そうした物を売っているところがかなり儲かっているといえますか、だそうです。ワークマンのその作業着を普段着で着たり、その1つがおしゃれとなっているようなことでもあります。

それから、建設業とか、それから、電気関係の仕事なんかもこれは調子が良いのではないかなというふうに思います。そうした中で、コロナ禍がどの程度続くかは分かりませんが、勤め先を厳しい職種から移行する必要性もあるのではないかなというようなことを私は思っております、そうした意味では、受入先の理解ということも必要になってくるんですけども、こうした対応ができるのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思います。

それから、きのうかきょうのテレビでやっていましたが、今年採用された新卒者の就職内定取消

しが昨年の5倍になったというニュースがきょう流れていました。そうしたこともあろうかと思うんですけども、来年度に向けて、新規採用の学生たちへの求人状況、郡上高校であったり、また北高は、そうした状況と、それからそれに対する指導をお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） お答えをいたします。順次お答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍におけます市内の企業の倒産件数等につきましては、ハローワーク岐阜八幡、商工会で確認はいたしました。倒産等は確認していないということでございました。しかしながら、市内の店舗などで廃業した事業者は3件あると、商工会を通じて聞いております。ただし、廃業の原因がコロナの影響であるかどうかにつきましては分からないというところでございます。

次に、今回のコロナ禍で順調な企業とそうでない企業の職種については、その仕分けというのは非常に難しいところがございます。ただし、業種別で地元の金融機関が実施している景況調査がございます。この調査の景気の判断では、景気がよいと回答した企業の割合から悪いと回答した企業の割合の差がプラスであれば業況は好調、マイナスであれば不調と、悪化というふうに判断しております。

今年1月から3月の前期と、4月から6月までの後期の比較では、全ての業種で業況は悪化をしております。特に観光業を含むサービス業では、前期はマイナス58.4ポイントから今期はマイナス87ポイントと、28.6ポイント悪化をしております。また製造業におきましても、今期はマイナス69ポイントで、前期よりも19.9ポイント悪化をしておるところでございます。建設業につきましては、前期はプラスマイナス0ポイントで、今期がマイナス29.4ポイントほどでありまして、他の業種と比較すると全体的な業況の落ち込みは少ないのかなというような状況でございます。

また、個々の企業の状況につきましては、今年1月から3月の市の景況調査では、前期比較でやや改善したと回答した企業として、医療関係製品を製造する事業者、生鮮食料品などを扱う小売店、建設事業者などでありました。やや悪化、かなり悪化と回答した企業は全体の約6割を占めるものとなっております。

また、コロナ禍における務め先を厳しい職種から移行することにつきましては、企業における余剰人員と人員不足とのマッチングについては、余剰人員と人員不足の企業との数のバランスと問題であったり、就労形態が違う業種や仕事への配属転換、転職というものは、異動する従業員にとっては大きな負担やリスクを伴うことにもなります。ですから、本人の希望などをよく聞いて、トラブルが起こらないよう配慮する必要があると思っております。

県では、9月補正で、岐阜県体験お仕事情報サイトによる人材マッチング事業を予算化しております。事業の内容は、創出ニーズの高い観光業などと請負ニーズの高い農業、マスクの製造などの

事業者をつないで短期の従業員融通を図るものであるため、これらの事業を周知、活用していただくことで、雇用の維持を図っていくことも考えられます。

しかしながら、現在、市内の事業者の方は、国の雇用調整助成金などを活用しながら従業員の雇用の確保に努力をさせていただいておりますので、まずは、同じ事業所にとどまっていただくことが一番であろうというふうに思っております。

そして、あと、来年度の新規採用の学生への求人情報、指導につきましては、郡上市においては、毎年、市内の高校や特別支援学校の生徒が40人から50人程度、市内の企業に就職しております。来春の状況を、市内の高校、支援学校に確認をいたしましたところ、企業からの求人は若干減少気味であるが、十分な数の求人票が来ているとのことでございました。

コロナ禍ではございますけど、雇用対策協議会といたしましても、少しでも生徒の方が希望する就職ができるように、例えば特別支援学校生徒を対象としたリモートによる模擬面接の指導であったり、希望に添える市内企業の紹介など、支援を行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入りたいと思いますが、コロナ禍中で郡上市の雇用の確保をするにはどうするかということなんですけれども、新たな考えがあれば教えていただきたいというふうに思っております。

世界に散らばっているサプライチェーンというのが分断をされて大手企業もダメージを受けている中、コロナ後は日本にそうした仕事に戻ってくるのではないかなというような話も聞きます。また、日本においては東京一極集中から地方へ国民の意識は向かっているわけでありまして、今までももちろん進めていたわけでありまして、さらにこういった企業誘致、ボランチ企業の誘致、こうしたものについて進めていかなければならないと思いますが、どのように感じておられますでしょうか。

それから、高鷲町内では、ダイコン作業における外国人研修生がちょっとおれなくなるということで、特に中国の方は3年の研修期間をもってこちらに来られるわけですが、そうした方々がいなくなるという事ですか、来ていただけなくなるということがありますので、そうしたことに対してどのようにするかということは現場で検討されておられるようですけれども、そういったことが分かればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、郡上市内におけるコラボということもあろうかと思えます。夏は盆踊り、冬はウィンタースポーツということですので、本当は夏、この八幡、白鳥で働いて、冬は冬のウィン

タースポーツの仕事をするとか、こういったことも可能なんではないかなと常々思ってたんですが、こうしたことを機として、そうしたコラボもあっていいのではないかなというふうなことを考えております。

いずれにいたしましても、この郡上市に住んで、しっかりとした所得を確保できる体制をつくってあげることが重要であると思いますが、そういったことについて、御答弁をよろしく願いたいと思います。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 幾つか御質問ありましたが、私のほうからは、ダイコンにおける労働力確保という観点について、事例を述べさせていただければというふうに思います。

従来、農業については、いわゆる四季型の農業がなかなか困難で、夏場にダイコンで働いて、冬場はどうしても他の産業に雇用されるというそういう状態がありました。ところが、今回、コロナ禍もあって、他の産業が逆に人員削減とかそういった現象があって、ほかに働き場を求めるといような状況もあって、その中では比較的影響が少ないと思われる農業への雇用という情勢へのニーズは出てきております。

実際、郡上市のほうでは、例えば4月で補正を組まさせていただいた、従来は外国人労働研修生に頼ってダイコンの生産をしておりましたが、それがコロナ禍で来日できなくなったと。その代替に対する家賃支援、また学生を使った宿泊支援等をしましたが、それが1つマッチングが上手にできて、今回は、例えばスキー場からダイコンを、もしくはイチゴで働きたいという方が、ダイコンの場合は4名、そしてイチゴの場合は1名と、また、旅行会社が特にコロナのほうで影響を受けておるわけですが、これは前年度になります、3月の時点で旅行会社から1名、そして4月に入っても旅行会社から1名という形で、この辺は上手なマッチングということが1点あったかな。これは一過性のものではなくて、きちんとダイコン、そうした生産者組合ではJAと連携してケーブルテレビの放送もしてますし、商工会とのリンクもしながら人材の募集をしたことが今回のことにつながっておるといふふうには考えております。

以上です。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市の雇用について幾つか御質問があり、ただいま、また、農業関係のことにつきましては、農林水産部長が御答弁をし終えたとおりでございます。

今、本当に、当面、先行きがよく読めなくて、雇用という問題、これはその労働力を確保する側もそうですし、働き口を求めている側においてもなかなか不透明で厳しい状況にあるというふうに思っております。

幾つか御指摘にありましたが、こういう時代になって、今、世界に展開している日本の企業の、

言わばサプライチェーンというような形で、海外にある工場等を国内へ戻すというような動きもあるというようなことをございます。

郡上市内にある製造業は、どちらかという、そういういろんな自動車関係の例えば部品等を作るとかというような形で、どちらかといえば、最後の最終製品の部品のサプライ側にあるところだと思いますので、この郡上市内にある製造業が海外にあるものを引き揚げるというようなことは、あまり、ちょっと考えられませんが、しかし、立地場所としていろんな日本国内の企業がそうしたものを、企業の安全性ということを考えながら、国内にいろんな企業を立地させるということは考えられますので、そういう場合には、私どもも積極的にできるだけ受け入れて、事業所立地の奨励金などというものも持っておりますので、そういうものを活用してまいりたいというふうに思います。

それからまた、今、雇用がちょうど、郡上市は冬に差しかかる前でございます、言わば、有効求人倍率が一番年間のうちでも今は下がって、これからまた、この次のスキー場がまたどういふふうになるかも分かりませんが、多少上がってくるかもしれませんが、今は1を割っているというような厳しい状況でございます。こういう中で、郡上市内の企業の皆さんが雇用を休業という形で、雇用を切り離さないでしっかり確保しておいていただいておりますが、今は国のほうは、雇用調整の助成交付金を、取りあえず年内までというふうに延長をするというふうに言っております。私ども郡上市においては、これまで対象月数としては4月、5月、6月について、国の雇用調整助成交付金の言わば上乘せといいますか、そういうことをやるということで頑張ってくれという形で企業をお願いをしておるわけでございますが、郡上市のその単独の上乗せ分といいますか、付加する分についても対象月数を非常に厳しい状況にありますので、少なくとも9月分までぐらいは延長をしたいなということも目下考えておまして、そのために必要な予算等につきましては、またこの会期中に、できれば追加提案をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、御提案にもありましたように、郡上市内には夏場の働き場所と冬場の働き場所というのがあって、かつてもこれを、そういう働き場所のあれで、労働力のコンソーシアムというような形のものを作ろうということで、いろいろ夏働いている人、冬働いている人、そういう形の受給の調整、通年雇用ができないかという調査をしたこともございます。しかし、例えば冬場働いている人は、夏とか何かでスキー場で働いている方が夏雪が降っていない時期に農業の雇用の需要があるからといって、そういうところで働きたいかという、なかなかそういうところへ向かわれないという、ということがございました。どっちかという、やはり通年で、郡上でそういう形の就業をしていただくということは、郡上に住みたいという、住むんだという願望や意志がまずあって、そして通年で住むためにはどういふふうには仕事を確保しようかというふうに向いていきますと、そういうことが出てきますが、たまたまスキー場で働くのが好きだと、あるいはラフティングで働くの

が好きだというような形で、あとの空いた部分を必ず郡上の職場、仕事場で働こうかという意欲をお持ちになるかという、必ずしもそうでないという難しい問題があるというふうに思います。

まずは、しかし、そういう意味では、郡上に住みたいという魅力づくりということが非常に大切なというふうに思います。

また、あと、いろんな、これから時代が変わってまいりますので、今回御提案したワーケーションであるとか、それからテレワークであるとか、こういう形の働き方ということは、いろんな意味で開拓をしていく必要があるというふうに思っています。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） ありがとうございます。

非常に細かく分析をされてお答えいただいたというふうに思っております。

今後もまだ、コロナが終わった状況ではありません。大変な状況下で、本当に暗中模索しながらの状況でありますけれども、先ほど補正も組まれるというようなことも言われましたけれども、そうしたことを的確にしながらこのコロナを乗り越えていきたいと思っております。

先回の市長のお言葉の中に、本当に希望を持っていかなきゃいけないということで、必ずコロナを乗り越えていけるというそういった私たちのほうも確信を持って突き進んでいきたいというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（山川直保君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩いたします。再開は2時40分を予定いたします。

(午後 2時25分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時40分)

---

#### ◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、3点にわたって質問をさせていただきます。いずれも、新型コロナウイルス感染症に係る質問でございます。

まず第1点目は、学校における新型コロナウイルスの感染症対策の問題であります。学校の教育

活動、いろいろありますけども、その大部分はやっぱり教室の中で、体育館や運動場ということもありますけども、教室の中という空間で行われるのが多いようです。たくさんの児童生徒や先生方が、かなりの長時間かなり密な状況の関係の中で活動しますので、当然ながら最も3密になりやすい、こういう環境だと思います。

もちろん今でも、十分その辺は配慮や対策をしながら頑張っておっていただけたらと思いますが、まず第1点は、現在、小中学校において感染症防止のために通学体制や、あるいは教室の机の配列など、3密を避けるためにどのような対策を講じておられるのか、そこから伺います。お願いします。

○議長（山川直保君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えさせていただきます。

郡上市においては国の衛生管理マニュアル、県教委の学校再開ガイドラインに従い、学校医の指導を仰ぎながら基本的な感染防止対策の徹底、集団感染リスクへの対応に努めてまいりました。

具体的には、登校時の健康観察カードの確認、手洗い・せきエチケット・消毒の徹底、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事等の指導などでございます。

また、集団感染を防ぐために、いわゆる3密を防ぐ取組、換気は可能な限り常時教室の2方向の窓を同時に開ける、エアコン使用時においても換気を行うことを徹底する、通学時にはマスクの着用、ただし、熱中症の心配がある場合は外す指導も行ってまいりました。距離を保つことの指導、特にスクールバス利用については児童生徒のみならず、事業所に、運転手の体温測定と手指の消毒、マスクの着用、車内の消毒、換気等を行っていただいております。

教室の机の配置については、衛生管理マニュアルでは、当該地域の感染レベルに応じ対応を求めています。新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認され、医療提供体制に大きな支障が発生していると考えられる段階レベル3においては、1クラス20人程度として、児童生徒の間隔を可能な限り2メートル——これは最低1メートルということになってはいますが——を確保する必要があります。そのため分散登校等の措置が必要となってまいります。感染者が散発的に発生している段階レベル1及びだんだん増えている段階レベル2においては、児童生徒の間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとることとしており、1クラス40人も可能となっております。

現在郡上市はレベル1の対応であり、児童生徒の間隔1メートルを目安に、できる限り間隔をとること及び換気の徹底を組み合わせを行い、全員教室での授業を行うことができております。

ただし、給食時についてはマスクを外すため、人数が多い学級では空き教室を使って分散して食事をとったり、全員前を向いて食べていると、そういう工夫をしております。

各教科の学習については、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるようなグループワーク、近

距離で一斉に大きな声で話す活動など、感染リスクが高い学習活動については指導する時期をずらす、対面にならない座席配置の工夫をする、パーティションの活用等を、有効な取組については教育委員会が紹介し、皆で共有をしております。

また、屋外やベランダを使って合唱したりするなどの取組も行われております。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) ありがとうございます。レベルを想定しながら1から3までということ、それに現実的に対応するという手もあるということ伺いました。

また食事については、給食は今教室ですので——高鷲中学はランチルームがあるようですが、高鷲小学校ですか。そんな意味で、食事は大変難しい状況かとは思いますが。

ただ、先ほどからお話に出ておりますが、取りあえず我が市は、感染者が今のところは確認されていないということで、レベルは1で収まっている状況だと思います。が、これからこのまま継続するとは限りませんので、将来的には、これがさらに高まる可能性もあります。そうしますと教室の最大人数は、おのずと面積から考えて一定の上限が出てくるかと思いますが、もし、レベル3の状況になった場合は、1クラスの学級の中に入れる生徒児童の人数は、どれくらいを想定されているのか。

現在は、法定で40人まではオーケーなんですけど、それがコロナ禍において、あるいはコロナ以外の感染症も考えられますけど、そういう状況の中でどういうふうに対応していくのかを伺いたいと思います。

○議長(山川直保君) 教育長 熊田一泰君。

○教育長(熊田一泰君) 先ほどお話ししましたように、現在の状況では最大40人でも授業は可能でございます。新規感染者が多数確認されるレベル3の段階の場合は、1クラス20人程度とする必要が考えられます。その場合、現在郡上市では20人以上の学級となりますと、小学校では34学級、中学校では29学級でございますので、再度、分散登校が必要な場合もできてくると考えております。

なお、将来少人数化して、30人とした場合にどうなるかということを考えましたときに、実は定数30人というのは小中学校の言葉で言うと「30人学級」という言葉、これが法律というか、「30人学級」という言葉は、31人になると2学級になるという計算でございます。ですから31人になると、16人と15人の学級になるということでございます。

現在郡上市では、1学級20人から30人が望ましいということが適正規模に考えておりますので、30人学級となると、実際、国が現在の40人学級を30人学級にするかと言うと、現在でも予算や教員の確保が難しい状況を考えますと、40人学級から急に30人学級になるのは現実的ではない、まず35人学級を目指すと考えられます。35人学級というのは、36人になると18人と17人のクラスに分かれ

るということでございます。これは人数的にも郡上市の適正規模に近いんでございますが、ちなみに国では、今小学校1年生においては、既に35人学級を実施しております。岐阜県は、それに加え加配制度というのがありまして、小学校2年生、小学校3年生、中学校1年生でも35人学級を実施しております。

このことから先ほどの人数を考えますと、例えば30人を超える学級数が、今郡上市にどれだけあるかと言いますと、今年度で言いますと小学校は4学級、中学校は15学級ございます。中学校では1つの学校で、白鳥中学校ですが、教室が足りない、その場合は足りないということが考えられます。

ただしこれを35人学級というふうに、先ほど私言いましたように考えますと、小学校は2学級が超えています、中学校は2学級が超えておりますということで、現在の教室を使えば、特に教室等についてのゆとりはあるということで、人数等も、先ほど言いましたように20人程度ですといいだろうと考えております。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 20人程度が限界と言いますか理想と言いますか、対策上は、その程度までが限界であろうということですが、それが今の状況で見ると34、中学では29学級と、結構これを超えてしまう学級があるわけでありまして、今御説明いただきましたように将来的には30を目指して、当面35人学級を目指しているのではないかと、そういう想定の中でですが、しかし、最近にわかに新聞紙上、マスコミの中でも少人数学級を求める、このコロナ禍の中において、対策上少人数学級を実現すべきであると、これは何も感染症ばかりではなしに教育そのものの質の問題も含めて、こういう議論が高まっております。

そこで、ちょっと振り返ってみますと、私、実は、中学の頃の卒業生名簿を引っ張り出して見てみましたら55人おりました、1クラスに。昔はこの頃、すし詰め学級という、こういう言葉を使っておったんですが、いなりずしの中にすし御飯をぎゅっぎゅっ詰めるという、そしてクラスの中で授業が始まると、もうトイレにすら行けないくらいの机間しかなかったと、カニ歩きをしなきゃならんと、そんな状況であったことを思い出します。残念ながら我が日本は、教育にはあまり熱心にお金をかけないと、こんなふうなのが国際的な評価のようであります。

この前もOECDの各国の中で、GDPに対して、一体何%の教育費かという比較があるんですが、日本は2.9%でした。OECD平均が4%ですから大きな開きがある、これは最下位を争っている。

もう一つ、現在の中学では平均生徒数、これは定数じゃなしに平均生徒数は32人だそうです、全国的には。これもOECDの平均では23人ですから大きな開きがあると。こうして、条件は非常に

まだまだ不十分な状況です。

一方、教師のほうには、現場におられるとよく分かると思うんですが、教員のほうには努力と工夫が求められて、精神主義的な教育が、どうしても現場ではまだまだ幅を利かしているような状況ではあると思います。

教育条件という、やはり学級定数と教員の数というのは非常に大きな要素を占めるわけですが、少人数になればなるほど、なればなるほどというふうには、ちょっと言いがたい面もありますけども、一般的に大人数よりは少人数のほうが教育効果も高まるし、そして先生の目も行き届きやすく、様々な点で、有利な教育というのが実現しやすいということが常識的に言われております。

郡上市でも、将来この状況の中で、郡上市の場合は若干特殊な面がありまして、先ほど御説明がありましたように過少子化の面もあります。本当に1桁の人数の子どもさんしかいないクラスもありますので、そういう面も、ちょっと割り引いて考えなければなりません、少なくとも将来的には少人数学級を目指す中で、学校の統合や学年の複数配置、1学年複数の学級があるように、こういう方向が模索されていると思います。今それが、先導的に一番進んでいるのは大和町だと思いますが、大和町の小学校の統廃合に関わって、クラスの人数は何人程度で何学級を想定されているのか伺いたいと思います。

○議長（山川直保君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） まず初めに先ほど申しましたように、やはり35人学級を目指すということは、今、野田議員の言われた少人数学級を目指すことは、私ども同じでございまして、県教委や文科省にぜひ——現在でも小学校4年生以上は40人学級、中学校2年生以上は40人学級でございまして、要望をしている状態でございます。

さて、今の御質問の大和のことについて挙げて説明しますと、令和6年度に現在の大和地域の4つの小学校を統合した小学校ができた場合、1年生は51名、2年生は43名、3年生は45名、4年生は50名、5年生53名、6年生は50名、計292名の児童数になる見込みでございます。

現在の基準である40人学級で考えた場合、各学年2学級、特別支援学級を除いて全12学級となる見込みであり、また1学級の児童数はおおむねは25人前後になる、こうしたことから新校舎については、普通教室を12教室設置する予定でおります。

現在、予測できる限りにおいて、大和地域は1学年が、多くて53人でありまして、これは35人学級になったとしても、あるいは、もう一步進んで30人学級になったとしても、学年2教室あれば対応が可能ということでございます。それ以降の統合については、学級の設置基準や少人数学級の、先ほど言いましたように35人学級になるか30人学級になるか動向を踏まえて、校舎や教室の対応を行っていきたいと考えております。

（9番議員挙手）

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 複数学級の実現は、かなり濃厚な、ただしやっぱり将来的にはこの感染症も考慮する中では、ぜひとも私は20人ないし30人学級の実現が期待されると思います。

今年の7月、ついこの前のことですが、全国の知事会、市長会それから町村長会の3会長の連名で、子どもたちに学びを保障するために、少人数学級編成のための教員確保を提案されております。それから、日本教育学会も40人学級の抜本的な見直しというのを表明しております。小学校の校長先生方の連合会も、コロナ時代を迎えて20人ないし30人学級が適切と、こういう表明もされております。

また、文科省の、最近少人数学級に言及し、これはもう考慮しなきゃならぬだろうと、こういう表現もしております。ですから機運として私は、二、三十人学級は是が非でもこの機会に実現すべきであると、そういうふうを考えておるわけですが、これからもぜひとも郡上市におかれましても、35人とは言わずに、30人以下学級を目指すような私たちの運動を進めてまいりたいと思います。ぜひともよろしく願います。

2つ目にまいりたいと存じます。コロナ禍の中で仕事を失われたり、あるいは収入が激減したというような方は、結構多いのではないかと。特に非正規労働の方の中では、とりわけ女性の方、幼い子どもさんを持ったりしてみえる独り親の世帯の方は、大変深刻な事態ではなかろうかと、そんなふう思うわけです。

しんぐるまざあず・ふぉーむという支援組織があるわけですが、そこで、9月7日の新聞報道で御覧になられた方も多かろうと思いますが、食事の回数を減らしたのが18%、それから食事の量を減らしたという方が15%、様々な費用を滞納されている方が10%と、本当に深刻な数字が出ております。

さて、令和2年度の補正予算第3号におきまして、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業がございました。この執行状況はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） ひろ親世帯への給付金の状況についてお話をいたします。

令和2年9月3日時点における事業予算の執行状況については、補正予算に計上しました事業費2,807万円のうち1,649万円を執行いたしました。

予算の執行の内訳につきましては、基本給付の対象者のうちの6月の児童扶養手当受給者に対する支給につきましては、対象世帯が191世帯ということで、その中で受給を拒否された世帯はゼロ件でした。ゼロ件です、拒否された方はゼロ件でした。その191世帯に対しまして、8月17日に1,249万円を支給いたしました。

また、追加給付の対象となります新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少している方への給付につきましては、対象として202件あるんですが、そのうちの収入が減ということで80世帯400万円を支給しております。収入の減少がないため申請をしなかった世帯は85世帯であります。おおむね50%の世帯で収入が減少している状況ととれます。

基本給付の対象者のうち公的年金の受給者で、児童扶養手当が全額支給停止されている方及びコロナの影響で、収入が児童扶養手当を受給しているものと同じ水準に下がっている方、そういった方は対象としまして68世帯で、そのうち約3分の1に当たる22世帯から申請を受け付けております。

収入要件の審査のため、添付の書類の確認等が必要でありまして、現在処理中でありまして9月中に支払いを行う予定でございます。

給付金を全く受給できない世帯は、現在30世帯が確認されています。一定程度の収入が確保されているといった状況から、給付金の対象外となるものです。逆に、新型コロナウイルスの影響を受けた80世帯につきましては、追加給付を申請された低所得世帯ということで、今後も注意深く状況を見ていく必要があり、場合によっては生活困窮に関係する事業を紹介しながら、支援を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) ありがとうございます。一口に給付と言ってもなかなか複雑で、単純にいかないところがあるかと思いますが、必要ありませんという方は、もちろんない。ただ、状況で対象外になる方も、若干はいらっしゃるということも了解いたしました。経済的に困窮されている方は、とりわけ女性の方ばかりではなくて、高齢の方も含めて大変な経済的な困窮もあると思います。

そこで次の質問ですが、今年度に入って4月以降、生活保護の申請件数は多分増えていると思いますが、どの程度増えているのか、あるいはその状況はどうかをお聞かせください。

○議長(山川直保君) 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) それでは、生活保護の状況についてお話をいたします。生活保護の相談件数につきましては、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたのが、令和2年の1月でございました。その1月から8月までの8か月間で、市内で16件の相談がありました。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や所得の減少を理由としたものは2件あります。相談件数は、前年の同時期と比較しても横ばいの状況でした。相談件数の16件のうち保護を申請された方は12件、保護に至った方は9件でありました。このうち新型コロナウイルスに関連のある方は1件でございました。この1件については、コロナの影響によりお仕事がなくなり、医療費が払えないような状況の人でございました。

コロナ以外の8件の状況ですが、無年金が2件、病気により働けなくなった、また収入が減った世帯が3件、障がいにより働けない世帯が2件、コロナ以外の理由による経営不振が1件でした。

今月の2日に厚生労働省が生活保護の被保護者調査、その結果を公表しております。これによりますと、全国の6月の生活保護の申請件数は、前の年の6月と比べますと786件の減ということで、1万7,190件というふうになっております。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、休業や失業した人のための特例的な生活支援資金制度、そういったものが周知された結果というふうに言っております。

一方、総務省が1日に発表しました労働力調査では、完全失業者数は197万人でありました。前年の7月に比べて41万人の増加というふうになっております。

また、郡上市における有効求人倍率は、本年の1月を境に減少をしております。7月時点では0.97と、前年の同時期より0.8ポイント下回っております。こうした状況から郡上市においては、新型コロナウイルス感染症による生活保護の相談と申請は、直近では増えておりませんが、今後、厳しい雇用情勢が継続しますと、保護の申請が増加するというふうを考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に収入が減少し、保護が必要となる場合については、国の通知に基づき適切に対応するよう心がけてまいります。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 私は、想定では増えているのかと思いましたが、様々な支援制度が功を奏しているのか、さほど生活保護には至っていないのか、あるいはひよっとしたら、遠慮してみえるのかそういう方もあるかもしれませんので、また今後とも先ほどのひとり親世帯の支援も含めて、周知と適切な執行をよろしく願いいたします。

3点目でございます。PCR検査の市独自の拡充と言いますか、実施をお願いできないだろうかという質問でございます。これは当初、答弁は担当部長をお願いしておったのですが、ぜひとも市長をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

今年は報道によりますと、インフルエンザが結構早い段階ではやってくるのではないかと、様々な憶測があったりするんですが、もし、冬場に近づきましてインフルエンザがはやりますと、ダブルの感染症が深刻な事態になるかもしれません。インフルエンザとコロナ感染は大変症状が似ておる。熱が出て、体がだるくてと、本当にそっくりではないかと思うんですが、これが、どちらなのかを見分けるのも、そして迅速な対応をするのも、やっぱり検査によらなければ最終的には分からない、そういう意味で私はPCR検査が非常に大事だと思います。

一部には、このPCR検査は不確定な数値も、要するに的中率と言いますか、正確ではないのも

若干含まれるから、あまり信頼できないという説もあるんですが、しかし、ほかに適切な方法がない限りは、これは、今私たちが日常行っている検診と同様に大切にしなければならぬ検査だと思います。

そこで、発熱外来に訪れた方が、できるだけ早く検査を受けられるようにするには、今現在の、いわゆる中濃医療圏の中で集中的に1か所で検査をするような体制では、我が郡上市にとっては、市民にとっては制度的にも距離的にも、あるいは時間的にも大きな制約が、あるいはリスクがあるんじゃないかと思うわけです。

そういう意味で、できるだけ早く感染を防止し、早期の対応を実現するためには自治体が責任をもって、市独自にPCR検査のセンターを設置する必要があるんじゃないかと、私はこう思います。

一方で、例えば接客業などの仕事をなさっていらっしゃる方は、もし私が潜在的に感染していたらという心配は拭えないわけであります。

一方また、学校や、あるいは福祉、あるいは介護のセンターとか、あるいは病院の職員の方々なども、やはり感染リスクを背負いながらも奮闘していらっしゃるのと、そういう中でこの検査というのは、私は大変重要な位置を占めるのではないかと思うわけです。

東海大学に宮地勇人という方がいらっしゃいますが、この方、実にうまいことをおっしゃるのですが、「PCRは社会活動保障のツールである。これによって、きちっと安心感と活動の保障を与えるべきである。」とおっしゃってみえます。どんな病気でもそうですが、早期発見、早期治療は鉄則であります。そういう意味でも、ぜひともこれは実現をしていただきたいと思うわけですが、今全国的に見ますと、東京の世田谷モデルと言われるように世田谷区が率先をして、いつでもどこでも誰でも受けられるという、そういうシステムをつくりつつあります。これは、ほかの市にも今拡大をしております。

もう一つ、PCR検査機は安いものでは数十万円、これは対応できないかもしれませんが、数百万円から1,000万円を超えるものまで、様々な機能によってランクがあるわけですが、数百万円を出せば検査機そのものは購入できる。ただし、それにかかわる様々な附属の施設や設備や、あるいはスタッフの問題もありますので、そうは簡単にはいかんと思いますが、私は、ぜひとも郡上市の1つの気概として、これは実現すべきではないかと思っております。市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。この新型コロナウイルスの感染蔓延防止のために、まずはこのPCR検査を、充実をするべきであるということは、様々な角度から議論もされております。また特に外国と比べて、日本の取組が非常にPCR検査のいわば関門が狭いとか、いろんな議論がされておるわけでごさいます、岐阜県においても、県においてはコロナウイルス

の発生以来、検査体制の充実には努めてこられたというふうに思っております。本当に最初は、1日——県の保環研とか岐阜市の衛生試験所というようなところで、1日40件とか、その程度のレベルの話であったと思っておりますけれども、現在、それでどうなっているかということをお申し上げますと、検査機関は行政検査として、県の、先ほど申し上げた保健環境研究所、これは現在は1日150件できる。そして、岐阜市の衛生試験場は1日150件できる。そして、そのほかの行政検査以外のところで県内では15の病院が、いわゆる病院検査という形で、1日、8月末で328件できる。そして、各地域の医師会等が地域外来検査センターというようなことで、現時点では8か所、その中には中濃圏域も1か所というのがございます。これは今後2か所ほど増えるということですが、ここで174件ということで、これらを足しますと、現時点における体制ではPCR検査1日約802件できるというようなことでありますが、県の説明によりますと、これが秋頃には約1,000件、それから特に年度内に県の保環研ほうで、全自動PCR検査機器というのを導入するというので、これが1日に780件ほどできるというものを導入するので、全体で年度内には約1,800件ぐらいの、1,822件と書いてありますが、そのぐらいの能力を持った体制にはしていきたいということをおっしゃられます。

御指摘のように、これから特にインフルエンザが蔓延をしてくると、本当にどちらか分からないという形で心配だというような方々が、医療機関等へ押し寄せてくるということになるというふうに思います。

今、ただいま私が申し上げた検査は、一応、この検査を受けていただく場合には、県内にある帰国者接触者相談センターという、県内に8か所か何かあると思いますが、そこで、やはりその必要性がありますねと、検査を受ける必要がありますねと、どこそこで受けてくださいという形になると思います。

検査を受けるためには、まず検体を採取する必要があります。この検体を採取する機関は、県内に27医療機関あると聞いております。非公表ですが、実は郡上市内にも1か所だけあります。したがって郡上市内の体制は、例えば市民の皆さんのいろんな御心配に応じて1か所、検体を採取するところが1か所あるだけで、確におっしゃったように検査をするところはありません。

それから、おっしゃったように中濃には1か所あるということではなくて、この県全体の検査体制の中で、県の保環研へ持っていかれる場合もあるでしょうし、例えば県内の、名前は公表されていないので分かりませんが、あるいは中濃圏域にも病院検査という形で受け入れられるところもあると思いますし、それから中濃圏域で、そういう医師会が設立したところもあるということですので、必ずしも中濃は検査機関が1か所というわけではございません。

そういう形で、今、体制を組んでいるんですが、御指摘の健康上心配があるのでということで、一応、帰国者接触者相談センターの相談を経て必要があると判断されたところは、そういうふうな

紹介を受けます。そして、そういう紹介を受けたところについては、検査は公費負担です。そういう形になっておりますので、これからの在り方ですが、確かにおっしゃるように心配があるとか、いろんな形で、子どもさんに接触したり、介護施設で入所者に接触したりとか、保育園で子どもたちに接触するとか、いろんな形で心配がないということ、ぜひ証明と言いますか、そういう保証の上でやりたいという思いは非常にあるわけですが、先ほど御指摘にあったように世田谷区モデルというような形で、世田谷区は誰でも——費用負担は、ひよっとしたら御自身で負担してくれということかもしれませんが、世田谷区は介護とか障害施設、保育施設については、入所者とか、その対象者やその職員を優先してPCR検査をやるということを区長さんがおっしゃっているように私も聞いております。

しかし、こういうふうに独自にやるところは、検体の検査から試験期間まで自前で持っている、あるいは独自の政策に 대응できる検査体制を持っているところは、それでやれると思いますが、残念ながら郡上市の——先ほど、やってやれないことないじゃないかとおっしゃいますけれども、なかなかそこまでいっていないという形になると、全体の検査体制をできるだけ、これから冬に向けて充実をさせていただくということを願いながらも、県全体の方針の中で、私はPCR検査を受けていくということを、当面はとらざるを得ないというふうに思っております。

特にPCR検査が、各国においても有効だというのは、非常に蔓延の勢いが速くて、早く、無症状であっても発症前であっても、感染者を捕まえる必要があるというところは、その必要性があると思いますけれども、郡上のように、今幸いにして感染者が出ていないところで、それだけの検査をやって、その必要があるかということと、その有効性ということです。あくまでもPCR検査は検体をとった時点におけるウイルスの状況ですから、その後、かかっていないという保証もないし、陰性の方が、かからないという保証もないというところで、効果的な検査はそういう費用とか、いろんな医療機関の負担とか、そういうことを総合的に勘案しながらPCR検査の在り方を求めているかなければいけないというふうに思っています。

おっしゃるように、今後、状況がどういうふうに変化していくか分かりませんので、全体として私どもも、県のPCR検査の体制の充実は求めてまいりたいというふうに思います。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 確かにお金もかかる、あるいは施設も別にしなきゃならんとか、あるいは薬も要るスタッフも要る、だから全体で考えると、対費用効果といいますか、その必要性というのは非常に疑問な点もよく分かりますが、しかしこれから将来的にずっと考えた場合、ちょうど今の郡上市でも三省の対応をもって、いざというときにはと備えているのと同じように、やがては必要になるものではないかと私は思っております。

PCRは、コロナだけではなく、他の感染症にも利用できるような機会もありますので、そういう点では、今後ともぜひとも前向きに考えていっていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

以上、ちょっと早口になりましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山川直保君） これで、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまです。

（午後 3時21分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 長 岡 文 男

郡上市議会議員 田 代 まさよ